

令和4年度第2回広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年3月17日（金）午後7時～午後8時30分
- 2 開催場所 広島市役所 本庁舎 14階 第7会議室
- 3 出席委員 岡本会長、樋口副会長、磯邊委員、板垣委員、勝尾委員、木ノ元委員、高畑委員、田村委員、寺村委員、中原委員、横道委員
（17名中11名出席）
- 4 オブザーバー 広島県立総合精神保健福祉センター所長（代理）
- 5 事務局 障害福祉部長、精神保健福祉センター所長、精神保健福祉課長、精神保健福祉センター相談課長、保護自立支援課長、教育委員会育成課長、教育委員会生徒指導課長
- 6 議 事
 - 議題1 自殺(自死)に関する統計について
 - 議題2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について
 - ア 広島市における取組
 - イ 各団体等における取組
 - 議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）における評価指標の進捗状況等について

7 発言要旨

区分	発言要旨
開会	
事務局	(配付資料確認) (委員紹介（名簿配布に代える）)
議題1 自殺(自死)に関する統計について	
事務局	(議題1 自殺(自死)に関する統計について、資料1～2により説明)
岡本会長	数日前の全国の調査の結果では、女性の自殺者が増えたということと、昭和55年の統計が始まって以降、小・中・高校生の自殺者が初めて500人を超えたということである。 広島市はその傾向とは少し異なり、むしろ男性の自殺者が増えているというのが一つと、小・中・高校生を含め20歳未満というところで見ると、さほど変化はなく、高止まりというふうな印象である。
磯邊委員	資料1の2ページ目のイのグラフから、広島市は令和3年に40歳代と50歳代の自殺者数が随分増えているなという感想を抱いた。後ほど質問しようと思ったが、今日は労働局の委員が欠席のため、40歳代と50歳代の働き盛りの方が亡くなられたことについて少し注目したいなど。 こういった対策は、総花的なことになってしまうが、そうではなく、今回は40歳代、50歳代の特に働いておられる方が亡くなられていることに注目したいと思う。
岡本会長	確かに40歳代、50歳代の亡くなられた方が増えているが、特に男性が増えているのか。
事務局	そうである。

区分	発言要旨
議題2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について (ア 広島市における取組)	
事務局	(議題2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について、資料3により説明)
中原委員	<p>2点あり、1点は、「広報啓発の取組状況」の「1 心といのちを守るシンポジウムひろしま2022」であるが、オンラインでの配信を併用で実施していないのか。</p> <p>今回のテーマであれば、例えばケアマネジャーや関心がある方が見ることが出来るように、せつかくであればオンラインを併用して開催すれば、より多くの方が見ることが出来ると思う。</p> <p>もう1点は、4ページの「自殺未遂者対策の取組状況」の「自殺未遂者支援コーディネーター事業」であるが、④の「③のうち、コーディネーターによる継続支援に同意した件数」が、広島市民病院に比べて安佐市民病院が非常に少ないのは何か理由があるのか質問したい。</p>
事務局	<p>シンポジウムについては、オンラインでの開催はしていないが、今後もコロナ禍がまだ続く可能性もある点も踏まえて、講師の承諾は必ず必要にはなるが、講師の承諾がとれるようであれば、オンラインでの開催も検討していきたいと思う。</p> <p>続いて、自殺未遂者支援コーディネーター事業について、広島市民病院と比べて安佐市民病院の継続支援の同意者数が少ないという点については、安佐市民病院でこれまで対応していたコーディネーターが産休に入り、代替りのコーディネーターが対応している中で、経験値の差もあり、今まで通りの同意が得られていないと聞いている。</p>
岡本会長	<p>経験値の差により同意が得られていないのであれば、問題ではないか。</p> <p>安佐市民病院でコーディネーターが介入した36件のうち、30件や25件くらいの継続支援への同意が得られるはずが、経験値が低いと3件しか同意が得られていないのであれば、経験値を上げるようにしなければならないのではないかと。</p>
事務局	<p>ちなみに、安佐市民病院の昨年度の継続支援に同意した数は5件であり、今年度は2件減っている。同意件数が少ないのは好ましくなく、2件減らないことが良いとは思いますが、大幅に減っているわけではない状況である。</p>
岡本会長	<p>本事業は、本来は支援に繋ぐことが目的の事業であり、継続性が成果として求められている事業である。そのため、経験値のあるコーディネーターが介入しても、36件のうち同意件数が5件というのも問題ではないか。</p>
板垣委員	<p>広島大学病院においては、安佐市民病院の少しプラスアルファくらいの同意件数であり、非常に同意件数が少ない状況である。</p> <p>広島大学病院の実績では、自傷行為による患者数が大体90件ぐらいで、精神科に紹介されているのはほぼ全例、90件ぐらい入っている。そこから、コーディネーターが介入した件数は下がって40件ぐらいとなり、その後のコーディネーターによる継続支援への同意は、昨年度が非常に少なく10件もなかったと思われる。</p> <p>どういう人たちが同意したのか、同意していないのか調べたところ、高齢者は比較的同意されず、むしろ若い人のほうが同意し、色々なところに繋がろうとい</p>

区分	発言要旨
	<p>う傾向にあった。</p> <p>あと、女性のほうが比較的同意者が多かったということと、あとは市民病院も安佐市民病院も同様であると思うが、比較的すぐに退院してしまうため、なかなか患者と話す機会が少なく、気が付いたら退院していたという感じになってしまう。</p> <p>やはり、同意が得られない理由の一つとして、本人の認識の有無に関わらず、なぜ今回自傷に至ったかという原因がはっきりしない人については、対応が難しく、例えば金銭的な問題であれば、その対応をすればよいが、原因を本人が言わない、あるいは分からない、何かよくわからないけど自傷したというようになかなか原因がわかりにくいと、介入の仕方が難しかったというところもあった。</p> <p>ただ、支援の同意件数を増やせるようにということは心がけており、どういふふうにすればよいかということは考えながら対応しており、同意件数を増やせるように頑張っていきたいと思う。</p>
岡本会長	<p>広島大学病院では、自傷行為による患者数と、精神科への紹介件数が約 90 件で、コーディネーターが介入した件数が約 40 件、コーディネーターによる継続支援への同意が約 10 件ということであり、ばらつきも考えられるかもしれないが、市民病院と安佐市民病院の中間に位置する。</p> <p>病院間で均一さを保つための工夫を考えないといけないと思う。市民病院が本当に上手く介入出来ているのであれば、市民病院のやり方を少し取り入れることを検討する必要があるかもしれない。市民病院と安佐市民病院に聞き取りをしてもらえないか。</p>
板垣委員	承知した。
議題 2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について (イ 各団体等における取組)	
板垣委員	<p>広島大学病院では、先ほども少し説明をしたが、添付資料 1 のように、平成 27 年から自殺対策事業の一環として自殺未遂者への支援を毎年継続的に実施している。このフローのように、搬送された患者が救命救急センターに入院したところから始まり、精神科の診察を行った後に、自傷行為を繰り返さないようにするためにはどうすればよいか、自傷行為をしなくなった時にどのように対処をするのかなどの心理教育を行う。</p> <p>その後、診察の時から来ている P S W、ソーシャルワーカーより、介入が出来ないか働きかけをする。具体的な介入の内容としては、図の①から④のとおりである。精神科に通院している患者であれば、かかりつけ医にそのまま通院してもらおうが、通院していない場合は、精神科を受診するよう勧奨し、身体の問題があれば、身体科と連携をコーディネートしたり、今まで通院していたが、途中で通院をしなくなった患者に関しては、基本的にはもう 1 回同じところに受診するように伝える。</p> <p>あとは、社会資源の導入であるが、例えば先日、金銭的な問題を抱えた入院患</p>

区分	発言要旨
	<p>者がいたが、借金を抱えていたため弁護士に相談した上、病棟まで来てもらい、対応していただいた事例もある。</p> <p>PSWによる介入と同時に、退院後の1カ月3カ月6カ月後に、介入した患者に電話で聞き取りを行う。調査内容としては、自殺を再企図しようとした場合であれば、例えば少しでも薬を多く飲んだとか、ちょっとしたリストカットなども含まれる。他にも、死にたい気持ちや通院状況、相談相手や相談機関などの調査を6カ月にわたって行っている。</p> <p>134名の自殺未遂者のフォローアップを行い、最新の数値を出したが、介入支援を実施した人は、死にたいという気持ちが下がることがわかったとか、あと当たり前の話になるが、相談機関に関して言うと、介入支援していない人に比べ、相談機関の利用が増える。具体的には、介入支援をするまでは1割くらいしか相談機関の利用がなかったが、6割くらいが訪問看護などの相談機関の利用が増える。また、その後に自殺未遂を再企図したかどうかという割合が非常に下がるということが分かったので、本取組は重要であると考えます。ただ、先ほども指摘があった通り、介入支援の同意者数が少ないことに関しては、工夫が必要だと感じている。</p> <p>それ以外の取組としては、保健所などで自殺未遂者支援研修会を、ウェブが半分ぐらいと、あとの半分が現地へ行って実施している。そこで最も感じたのは、医療だけではなく、行政や場合によっては学校との連携が非常に重要だということである。</p> <p>連携といっても色々あると思うが、コロナ禍ではあるが、このような会で顔合わせをして、様々な話をすることによって人脈をつくり、あの人を知っているからじゃあそこに相談しよう、こちらも心理的にも相談しやすくなると思うので、このような講演会をこれからも積極的に行っていこうと思う。</p> <p>実際、来週弁護士会でまたお話しさせていただく予定としており、このようにどんどん情報交換を含めた取組を実施していきたいと思っている。</p>
勝尾委員	<p>最初に、資料の2段落目の1行目に「家族のための家族学習会」と書いてあるが、正しくは「家族による家族学習会」である。</p> <p>資料に書いてあることは、市家連として家族による家族学習会を実施したというくらいであるが、補足として家族による家族学習会とはどのような学習会かということと、そもそも市家連とは何かということを少しだけ補足させていただきたい。</p> <p>まず、名前から推察されるとおり、市家連とは広島市内の家族会が集まって作った連合体である。どのくらいの家族会があるのかというと、昔は各区に1つずつで計8つあったが、今は安芸区が会員の減で解散してしまっている。</p> <p>設立は、昭和50年代であったと思われ、歴史はあるが、どちらかというと縮小しているという実態である。</p>

区分	発言要旨
	<p>会員の数であるが、現在7家族会で約100人という状態になっている。</p> <p>活動については、先ほど申しあげたとおり、コロナ前は現在よりも活動していたが、近年は、家族による家族学習会が市家連としては主な活動となっている。この家族による家族学習会は何かという、普通の講演会とは違い、毎年5人から10人ぐらいの参加者を公募しており、参加者がそれぞれの悩みや体験を語り合うことを通じて勉強していこうという学習会で、5回連続ということにしているため、勉強会を実施するほうも大変ではあるが継続している。</p> <p>市家連本体はそのようなところで、あと、実際に毎月活動しているのは各区の単会、つまり各区の家族会であり、保健師等の指導を受けながら勉強会を実施している。</p> <p>なお、全員がそうではないが、例えば医療や福祉などの関係のことを勉強しようとする学生が知識を身につけようと思って勉強するのは違い、家族学習会に参加する家族の人は、「こんなことでうちの子は治るのだろうか」、「親が元気な間は良いけれど、将来どうなるのだろうか」といった不安や焦りとか、場合によっては藁にもすがる思いで参加している人がいるということが、一般的な勉強会等とは少し違うと我々は思っている。</p>
事務局	(広島県臨床心理士会の取組について、資料4(1ページ)により説明)
寺村委員	<p>1ページ目にあるように産業保健に関する専門的な研修の実施、2ページ目の相談対応や、小規模事業場に対してストレスチェック後のストレス者面談、長時間労働の面接支援などを実施している。長時間労働防止対策は、労働局と連携しながら協働で取り組んでおり、セミナーや広報啓発等を実施しているところである。また、冒頭に事務局から説明があったように、資料3(6)の産業スタッフ研修を今年度一回、広島市との共催で実施した。</p> <p>また、先ほど事務局より説明があったように、数字から見ても働く世代の40歳代、50歳代の男性の自殺者数が多いという課題がある中で、働く世代をターゲットとしている産業保健総合支援センター(産保センター)としては、広島市と協働により何かを行うことによって目標数値の達成が出来るのかと思ひ、働きかけを行った。今年度、広島市と共催開催したゲートキーパー研修の講師から、行政と産業分野が研修を一緒に行うのは全国的にも例が少なく、先駆的であると好評いただき、アンケート結果からもとても良い評価を得た。</p> <p>かかりつけ医と精神科医の連携もとても重要であるが、かかりつけ医や精神科医と産業医もしくは人事労務や上司との連携も必要かつ重要であり、なかなかハードルも高いという現状にある。</p> <p>とはいえ、働く世代の自殺者数を下げていくというところでは、産業保健としては早期介入、早期支援を行い、適切な時期になるべく早く受診行動ができたり、同僚や上司が早めに気づいてあげられるよう、働く環境を整えていくことが課題である。</p>

区分	発言要旨
	<p>このゲートキーパー研修について、今年度開催のみで終わりたいとは思っており、次年度以降も継続的に試み、推移を見ていきたいと思っている。結果を出すためには、長期的な産業保健との連携が必要であると思うが、広島市としては来年度の共催実施は難しいとのことである。受講者アンケート結果もとても良く、働く世代の自殺者数も増えている中、ぜひ継続的に次年度も共催実施していただけないかと思っている。</p>
岡本会長	<p>重要な指摘だと思う。先ほど磯邊委員からも意見があったが、総花的な対策ではなく、中高年層の男性の自殺者数が多いのであれば、そこに焦点を当てて対処すべきであり、その答えとして今の産保センターの説明もあったかと思うが、来年度はその事業は続かないかもしれないという危機的な話もあったがどうか。</p>
寺村委員	<p>産保センターとしては、来年度も実施する予定であるが、広島市ともぜひ共催したいと考える。</p> <p>今年度も年度途中で共催を依頼し承諾を得た。広島市においては予算確保が難しい面もあったかと思われるため、産保センター予算で講師謝金などを負担した。広島市には講師を紹介していただき、講師との連携調整や、当日の司会運営などをしていただいた。産保センターでは、毎月約 3,000 事業場の労務担当者等に対してメールマガジンを配信しているが、共催することにより、双方の資源を活用することが可能となり、参集範囲が広がることになる。</p> <p>働く世代の自殺者数が課題ということで共通認識が出来ていると思う。そのため、ぜひ、連携して実施することを前向きに検討いただきたい。</p>
岡本会長	<p>共催することは、社会的な信用もあるため良いとは思いますが、共催だけでなく、プラスアルファとして、予算も出してもらえると、研修を複数回実施することが可能かもしれないため、検討してもらいたい。</p> <p>それから、産業医あるいは産業保健師と精神科医との連携は意外とハードルが高いとのことであったが、具体的にどのようなハードルの高さを想定しているか。</p>
寺村委員	<p>先日の産業医研修でも、メンタルとの両立支援や復職支援において、産業医とかかりつけ医、精神科医との連携方法について、研修中やフリートーク中で議論があった。</p> <p>産業医が専属であれば良いが、嘱託産業医が多いため、月に1回や、2カ月に1回程度しか産業医が来ないという状況では、状況把握が困難で、産業医面談等を勧めるが、ややもすれば、事業主側、人事労務の意見が入ってくることもある。</p> <p>その中で、保健師がしっかりと面談はしているが、保健師がいる企業ばかりではない。一生懸命思いを受け止め、環境を含め理解をして連携をしたいと思いつく書類を作成している。働く人がかかりつけの精神科医のところを受診した時に、自分にとってある種都合が良い面だけを伝えていることもあるかもしれない。客観的にどこがどう伝わっているかという点では、お互いの立場もあり、なかなか難しいところがあると感じている。</p>

区分	発言要旨
	<p>客観的な位置づけの中に産業保健スタッフがいるが、事業主側は社労士に相談して支援をすることもある。ややもすれば、産業医は企業向け、精神科医は患者寄りという風潮がなきにしもあらずである。しかしながら、そのような中でもどのように職場環境を整えたらこの人が働きやすくなるのか、業務内容の調整なのか、配置換えが良いのか、あるいは人間関係以外に何か発達課題が隠れているのか、ということ産業保健分野からも一生懸命考えており、うつ病対策だけでなく、発達障害課題解決からもアプローチをかけたりにしている。お互いの歩み寄りや理解し合おうとすることが大事だと感じている。</p>
岡本会長	<p>そのとおりで、立場が違うということである。だから、どこの立場に立つか、会社側に立っているか、患者側に立っているかによって、当然意見は違ってくる。</p> <p>我々精神科医としては、患者の代理人であろうとしているところもある。その中で、患者は本当のことを言っているかどうかわからないので、結局話し合いとなる。</p> <p>そのため、関係性のある産業医の場合は、色々なことがスムーズにいくと思うが、時々対応が難しい産業医もおり、話がかみ合わず、うまくいかないこともある。</p>
田村委員	<p>私も囑託精神科医的な立場で企業に行くこともあるが、先ほど説明にあったように、企業に行っている時は企業が目線で、クリニックにいるときは臨床家として患者寄りの目線となる。お互いの立場が違うということ認識し、連携を取ろうとすることが大切ではないかと思う。</p>
岡本会長	<p>広島市からの経済的な応援があるとありがたい。</p>
中原委員	<p>弁護士会の取組であるが、1点目は、多様な法律相談の実施である。詳細については、添付資料2に記載のとおりであるためご覧いただきたい。法律相談センターでは、毎日法律相談を実施しており、有料の相談だけでなく、無料の相談も多く行っている。相談が必要な方からのアクセスが良くなるようにしている。</p> <p>なお、法律相談センターは現在そごうデパート内にあるが、新館の改装のため、移転しないといけなくなった。これまでは非常に交通アクセスが良い場所にあったが、アクセスが悪くなるため、どこに移転するにしても、利用者が来やすくなるための工夫を弁護士会内で検討している。</p> <p>2点目に、自殺(自死)ハイリスク者を支援するためのケア会議等への弁護士の派遣事業を挙げているが、これは添付資料3のとおりである。県及び市から委託を受けて実施している。支援者から申込を受けたら、弁護士がケア会議に参加し、色々なアドバイスを提供させていただいている。令和4年度の派遣実績は10件で、うち広島市内のケースは7件であった。</p> <p>3点目に、いじめ予防授業を実施している。これは、学校側の要望に基づき、弁護士が学校に赴き、小・中・高校生あるいは教職員を対象に、いじめ予防の授業を実施しているものである。弁護士より、いじめというのは人権問題であると</p>

区分	発言要旨
	<p>いうことをなるべくわかりやすく話をしており、かなり好評を得ている。こちらに実績を記載しているが、特に広島市内の学校で非常に理解をいただいております、広島市内の学校で数多く実施させていただいている。</p> <p>4点目は、暮らしとこころの総合相談会の開催で、これは弁護士だけではなく、いろいろな多職種の先生と無料相談を実施するものである。ワンストップでいろいろな相談ができるというものであり、いろいろな悩みを抱えておられる方は自分がどこに相談に行けばよいか分からない方も多いと思われるため、そういった人がとりあえずここに相談してみようと連絡をいただき、必要なところに繋げるといような取組をしており、非常に有意義な試みではないかと思っている。</p> <p>あと、ここには書いていないが、先ほど板垣委員も申し上げていたとおり、来週は、弁護士会内での自死遺族の研修に板垣委員に来ていただく予定である。</p> <p>1番以外のところでは、行政や支援機関、教育委員会など、様々な機関と連携させていただき、本日は連携という言葉が出ているが、様々な機関と連携させていただくことで、より有効な対策がとれるということは弁護士会としても実感をしており、他機関ともっと協力していければよいと考えている。</p>
岡本会長	<p>連携がキーワードである。患者との連携も大切であり、患者を支える支援者の連携も大切であり、弁護士会には頑張ってもらっている。</p>
横道委員	<p>取組1であるが、看護職は様々な立場で働いており、ゲートキーパーとしての役割を求められるため、広島市と共催で研修会を実施し、看護職の参加をお願いしている。</p> <p>取組3として、看護職員等のメンタルヘルス相談があるが、この3年間は、新型コロナウイルス感染症の感染者への対応で、様々な所で看護職が働いているが、特に医療機関で働く看護師が非常に疲労しているため、看護職に特化した相談窓口を開設している。広島地域と東部地域で相談を実施しているが、60名近くから悩みの相談があり、特に離職したいという相談が非常に多く、相談者へのサポートを行った。</p> <p>取組4として、子どもへのいのちの教育であるが、いじめ問題や友人関係など人間関係を大切にしたいということで、医療機関で働く看護師が学校に出向き、講演を実施している。また、講演だけではなく、実際に聴診器を用いて心臓の音を聞いたりもしている。今年度は2月末時点で、小学校1校、中学校10校、高等学校1校で開催し、コロナ禍で実施校は少なかったが、徐々に依頼が来ている。</p>
事務局	<p>(広島市民生委員児童委員協議会の取組について、資料4(5ページ)により説明)</p>
事務局	<p>(広島労働局の取組について、資料4(5ページ)により説明)</p>
事務局	<p>(広島市社会福祉協議会の取組について、資料4(5～6ページ)により説明)</p>
事務局	<p>(広島商工会議所の取組について、資料4(6ページ)により説明)</p>
磯邊委員	<p>労働局の取組として、1点目に、過労死等に係る労災請求が行われた事業場に</p>

区分	発言要旨
	<p>対する指導を実施しているとあるが、指導件数と指導内容を知りたい。また、指導体制として何人で指導しているのかを知りたいため、事務局を通じて確認してほしい。</p> <p>2点目に、ストレスチェック制度についてである。本制度は2015年から始まり、50人以上の事業場では実施が義務化されているが、労働局では実施状況を確認しているか。</p> <p>また、本制度はストレスで困っている人を探すためではなく、メンタル的な不調に陥るのを未然に防止するために実施するものであり、セルフケアにより自身が不調であることを知ることと、事業場をより良い環境にしていくことも目的の一つとしてあるが、ストレスチェックの結果として、環境が非常に悪い事業場であった場合、どのような指導をしているのか指導内容を知りたい。</p> <p>自分自身もストレスチェックをしているが、セルフケアやラインケア、事業場内でのケア、事業場外の精神科医療機関にかかるという各段階があると思うが、きちんとチェックを実施すれば効果があると思う。</p>
岡本会長	事務局より労働局に確認してもらい、回答をいただきたい。
寺村委員	<p>分かる範囲での回答となるが、労働災害発生状況等として件数に関する数値は、ホームページで掲載されている。国、県、各労働基準監督署管轄毎の数字が出ており、全国とも比較が出来る。検索すれば、精神障害等として上がっている労災請求・支給件数と、脳血管疾患等そうではない分類とで出ており、地域性も把握できると思う。</p> <p>事業場への指導については、資料4の2ページにも記載があるが、恐らく労働基準監督官が訪問して、チェックするのが特定3項目と言われる、「衛生委員会等における調査審議」、「メンタルヘルス対策推進担当者の選任」、「教育・研修」であり、それらがきちんと行われているかを確認する。</p> <p>労働基準監督署から、予防的な対策も含め環境整備を担う産保センターを紹介され、事業場から支援依頼が来て、産業保センターのメンタルヘルス対策促進員が事業場に出向き、心の健康づくり計画の策定実施を進めている。心の健康づくり計画を策定する上で、厚労省のひな型だけでは事業場の実情に合ったものを策定するのは困難であるため、産保センターのメンタルヘルス対策促進員が小規模事業場に出向き、策定の支援を行っている。</p> <p>ストレスチェックが義務化されている50人以上の事業場は元より、中小企業のメンタルヘルス対策は大企業と同様に課題となってきた中で、「ストレスチェックを行いたい」という相談がある。企業規模を問わず、集団分析への支援を行っているが、50人未満の小規模事業場の集団分析結果は、個人が特定されやすく、厚労省の手引書においても各部署の組織長には、本人の同意なく結果を伝えられないとなっている。先日の相談でも、事業主としては、集団分析の結果を所属長にフィードバックをしたいが良いかとの相談があったが、衛生委員会等でフィー</p>

区分	発言要旨
	<p>ドバックしてもよいか企業内で取り扱いをルール化するように伝えた。中小企業でのストレスチェックの実施には難しい面もあるが、労働局とも連携しながら実施している。</p>
樋口副会長	<p>2022年の統計に基づいて現状報告をさせてもらう。年間の相談件数は7,421件であったが、コロナ禍以前は少なくとも12,000件はあった。コロナ禍で、相談員が電車やバスに乗って相談室に来ることに家族が反対したり、あるいは相談員自身が非常に不安がったり、また相談室が狭いため、2人体制は怖いという声もあり、この3年間は相談員1人体制で行い、コロナに不安がある人は従事しなくても良いとしており、実際には電話は鳴り続けていても、電話を取る人数が少ないため、件数が4割くらい減少している。</p> <p>元々相談員が高齢化し、少ない上に、さらにコロナ禍で従事者が減った中で、24時間365日電話をとり続けたこと自体を私はよくやったというふうに思っている。件数は減っているが、休むことなく電話を取り続けたということ報告したいと思う。</p> <p>また、様々なボランティア団体が出てきた中で、いのちの電話は、無報酬で手弁当で誰からも褒められることがなく、深夜帯に従事しないといけないという過酷なボランティアであることから、従事希望者が減っている。現実、毎年募集しているが、応募者が10人に満たない年がかなり多くなっている。コロナ禍もあって、とても少ない人数でやっている。</p> <p>それでも、やっぱり3人でも4人でも5人でもそういう気持ちのある方は大事にしたいため、少ない人数の中で1年間養成講座を実施し、今年の27期生は3月で修了する予定としており、また、5月からは28期生を募集しようと思うが、中々人が集まらない。明日も午前10時に、28期生に向けてオープンセミナーを開き、午後からは公開講演会を行い、その後に相談員の研修会を予定しており、養成講座もやり続け、相談員研修もやり続け、そして自殺予防の講演会もやり続けているが、ボランティアをやりたい方は非常に少なくなっている状況がある。</p> <p>そうした中で、2022年は7000人台と件数が少なくなっているが、傾向を見ると、男女ともに40歳代、50歳代からの電話が圧倒的に多くなっている。以前は、女性からの電話が多かったが、2022年の結果を見ると、あまり差がなく電話がかかっているということは、男性の相談が増えていると考えてもらっていいかと思う。</p> <p>私自身も、2月、3月と深夜帯に従事したが、男性からの相談が多くあった。深夜帯は、夜9時から朝8時までであるが、受話器を置いたら次の電話がすぐにかかってきて、もう朝の5時かというくらいひっきりなしに電話がかかってくる。先月も深夜だけで20件、今月は30件の電話を取り続けた。また、夜は電話の時間が長く、重い内容の相談が多い傾向にある。その中で、男女とも40歳代50歳代からの電話が増えている。</p>

区分	発言要旨
	<p>また、かかってきた電話の約1割が自殺の危険度が非常に高い状況にあり、特に深夜は自殺リスクが高い電話が多い傾向にある。</p> <p>相談内容としては、いのちの電話の分類方法となるが、最も多いのは、孤独や自死を訴えるなど、「人生」である。そのほかでは、「精神」、「家族（親族含む）」、「対人」となっており、自死傾向のある方も同様の相談内容の傾向にある。</p> <p>以上のとおり、いのちの電話は相談員のニーズも少なく、人間的にも金銭的にも危機的な状況にあるが、様々な方に支援をいただきたい。</p>
岡本会長	<p>とても大切な事業であるため、広島市からもしっかりと応援いただくことと、いのちの電話は長い歴史があり、今後も続けていかなければならないし、産保センターの働きを広島市が支援して、その結果、物事が動くというように、事業を絶やさないように積極的な取組をすることが大切であると思うため、よろしくお願ひしたい。</p> <p>また、各委員においては、それぞれが素晴らしい取組を実施されているため、引き続きよろしくお願ひしたい。</p>
議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について	
事務局	<p>(議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について、資料5～7により説明)</p>
岡本会長	<p>各評価指標の進捗状況について、丸や三角で評価されているが、このような評価で良いかなど、議題3に関する意見はあるか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>その他、本日の会議全般に関する意見や発言はあるか。</p> <p>(発言なし)</p>

令和4年度第2回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議

日時 令和5年3月17日(金)

午後7時～午後8時30分

場所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

次 第

1 開会

2 議事

議題1 自殺(自死)に関する統計について

議題2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について

ア 広島市における取組

イ 各団体等における取組

議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

3 閉会

※ 配付資料

【議題1 関連資料】

資料1 自殺(自死)に関する統計について

資料2 令和4年の月別自殺者数(速報値)について

【議題2 関連資料】

資料3 広島市における令和4年度うつ病・自殺(自死)対策事業の取組

資料4 各団体等におけるうつ病・自殺(自死)対策に関する取組資料

【議題3 関連資料】

資料5 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

資料6 「こころサポーター」養成研修の開催結果等について

資料7 Twitterを活用した相談機関の周知について

【参考資料】

委員名簿

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

自殺(自死)に関する統計について

1 人口動態統計(厚生労働省)

※ 令和4年については、

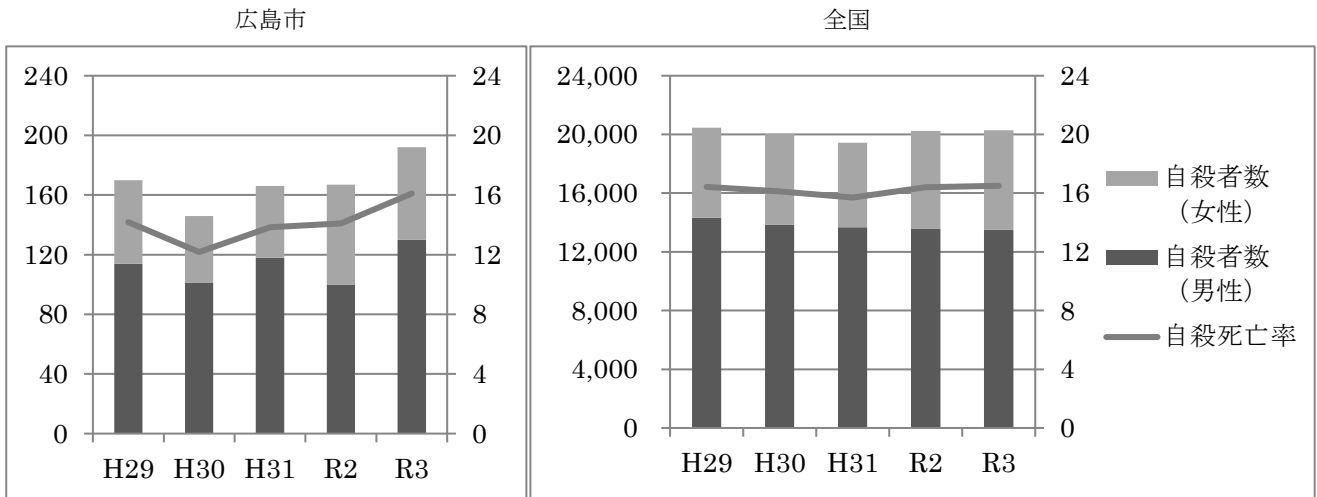
速報値が10月分までしか公表されていないため、令和3年までの数値を示している。

広島市と全国との比較において、全国の人口(約1億2,500万人)は広島市の人口(約120万人)の概ね100倍であることから、全国のグラフの目盛は、広島市の100倍としている。

(1) 全国との比較

ア 自殺者数及び自殺死亡率 ※グラフ左:自殺者数(単位:人)、グラフ右:自殺死亡率(単位:10万人当たり)

(ア) 全体

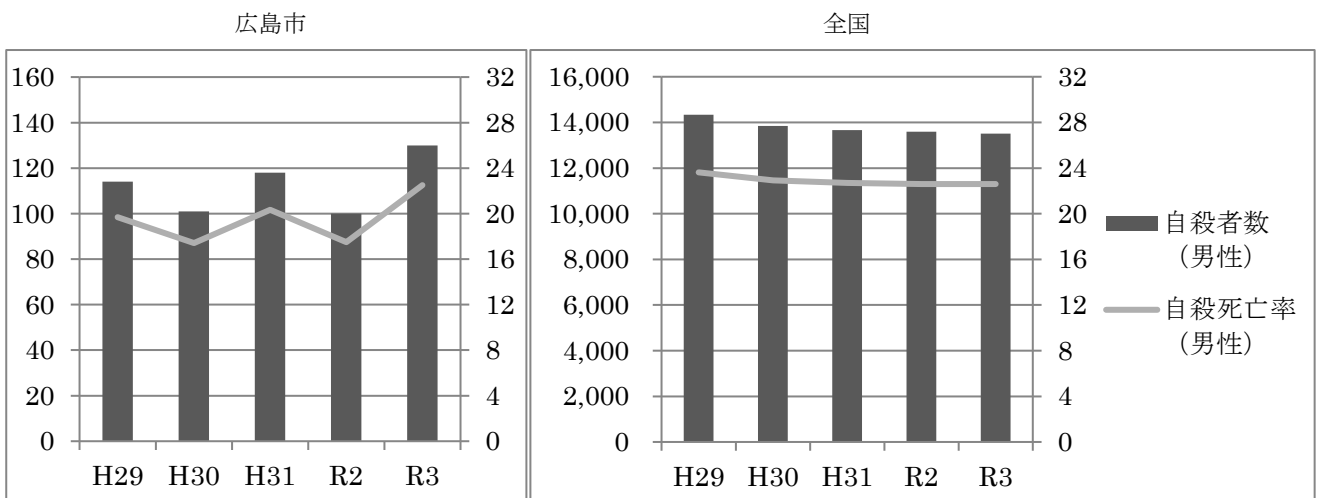


【広島市】	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
自殺者数(人)	170	146	166	167	192
自殺死亡率	14.2	12.2	13.8	14.1	16.1

【全国】	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
自殺者数(人)	20,465	20,031	19,425	20,243	20,291
自殺死亡率	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5

出典:人口動態統計(厚生労働省)から作成。以下、「資料1」の1において同じ。

(イ) 男性



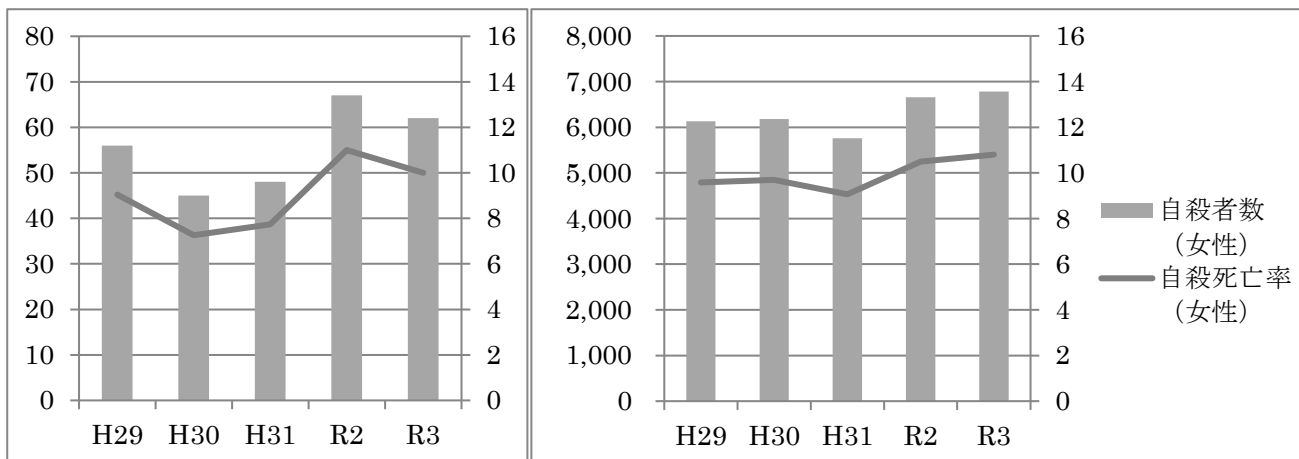
【広島市】	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
自殺者数(人)	114	101	118	100	130
自殺死亡率	19.7	17.4	20.3	17.5	22.5

【全国】	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
自殺者数(人)	14,333	13,851	13,668	13,588	13,508
自殺死亡率	23.6	22.9	22.7	22.6	22.6

(ウ) 女性

広島市

全国

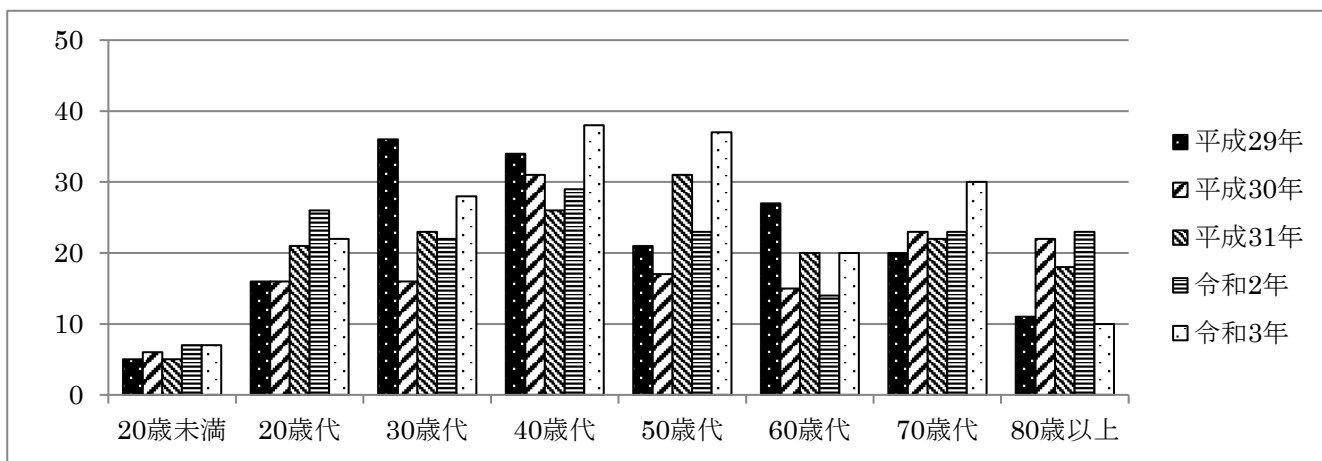


【広島市】	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
自殺者数 (人)	56	45	48	67	62
自殺死亡率	9.0	7.3	7.7	11.0	10.0

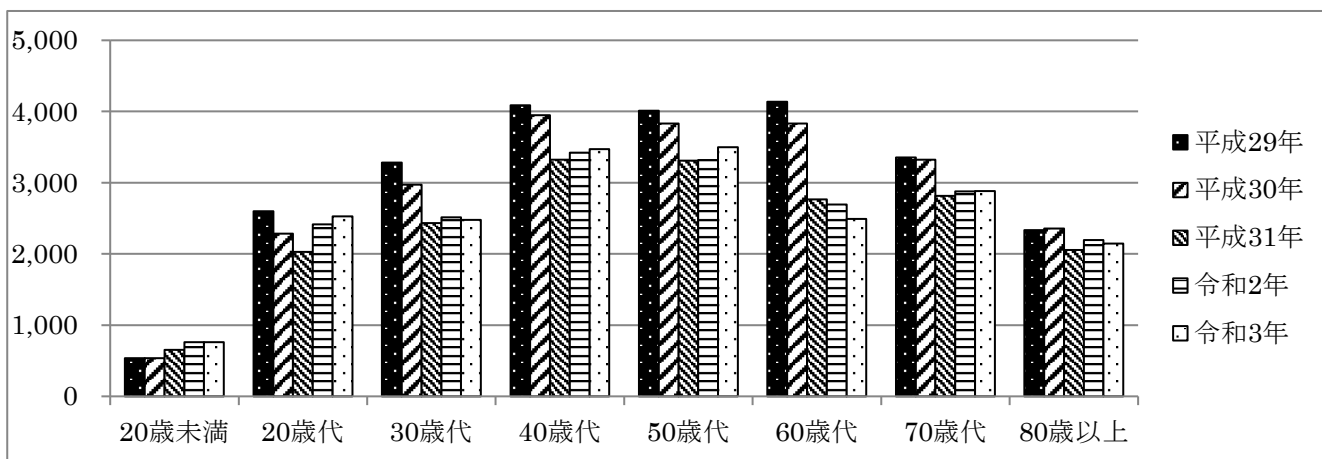
【全国】	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
自殺者数 (人)	6,132	6,180	5,757	6,655	6,783
自殺死亡率	9.6	9.7	9.1	10.5	10.8

イ 年代別の自殺者数 (単位：人)

広島市



全国

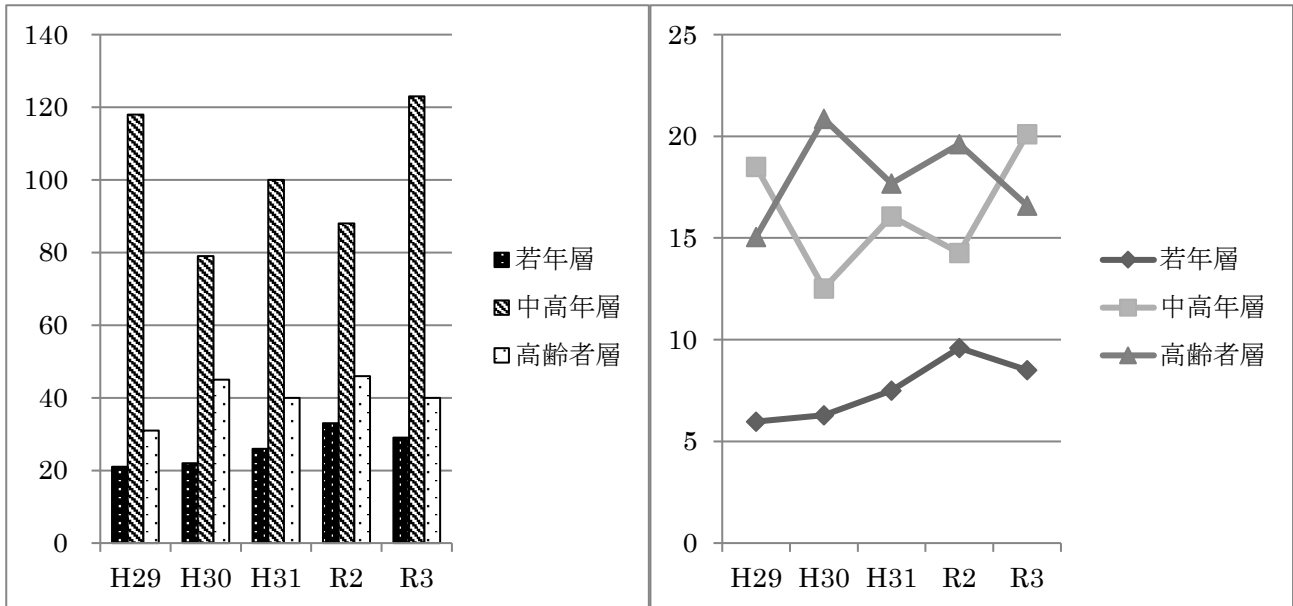


(2) 広島市の状況

ア 年齢層別の自殺者数及び自殺死亡率

自殺者数 (単位: 人)

自殺死亡率 (単位: 10万人当たり)



※若年層: 30歳未満、中高年層: 30歳~69歳、高齢者層: 70歳以上

イ 年代別死因順位（広島市）

【平成29年】

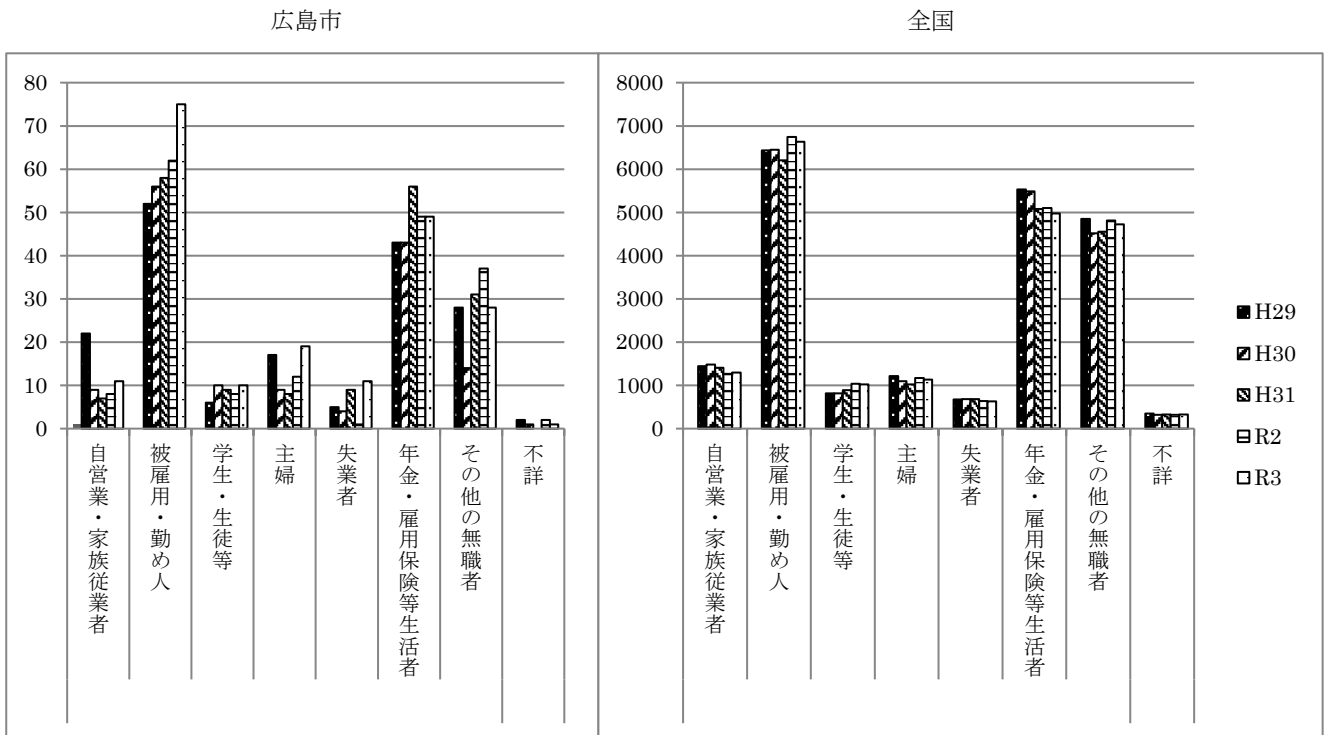
年齢	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
0～9	循環器系の先天奇形	16.7%	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	13.3%	染色体異常、他に分類されないもの 不慮の事故	10.0% 10.0%
10～19	自殺	38.5%	不慮の事故	30.8%	悪性新生物＜腫瘍＞	23.1%
20～29	自殺	45.7%	悪性新生物＜腫瘍＞	20.0%	不慮の事故	17.1%
30～39	自殺	43.9%	悪性新生物＜腫瘍＞	20.7%	心疾患（高血圧性除く）	7.3%
40～49	悪性新生物＜腫瘍＞	34.8%	自殺	19.1%	心疾患（高血圧性除く）	11.8%
50～59	悪性新生物＜腫瘍＞	46.7%	心疾患（高血圧性除く）	13.3%	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	6.3%
60～69	悪性新生物＜腫瘍＞	46.2%	心疾患（高血圧性除く）	13.3%	脳血管疾患	7.5%
70～79	悪性新生物＜腫瘍＞	41.6%	心疾患（高血圧性除く）	14.2%	脳血管疾患	6.5%
80～89	悪性新生物＜腫瘍＞	26.0%	心疾患（高血圧性除く）	16.9%	肺炎	8.2%
90～99	心疾患（高血圧性除く）	19.1%	老衰	16.7%	悪性新生物＜腫瘍＞	16.2%
100～	老衰	34.8%	心疾患（高血圧性除く）	18.7%	肺炎	9.4%

【令和3年】

年齢	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
0～9	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	14.3%	その他の神経系の疾患	8.3%	その他の新生物＜腫瘍＞	4.8%
	循環器系の先天奇形	14.3%			その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4.8%
	その他の先天奇形及び変形	14.3%			その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4.8%
	不慮の事故	14.3%			心疾患（高血圧性を除く）	4.8%
10～19	自殺	63.6%	悪性新生物＜腫瘍＞	27.3%	ヘルニア及び腸閉塞	9.1%
20～29	自殺	52.4%	悪性新生物＜腫瘍＞	11.9%	不慮の事故	9.5%
30～39	自殺	45.2%	悪性新生物＜腫瘍＞	16.1%	心疾患（高血圧性を除く）	9.7%
40～49	悪性新生物＜腫瘍＞	28.3%	自殺	19.9%	心疾患（高血圧性を除く）	16.2%
50～59	悪性新生物＜腫瘍＞	39.0%	心疾患（高血圧性を除く）	15.6%	自殺	9.4%
60～69	悪性新生物＜腫瘍＞	46.8%	心疾患（高血圧性を除く）	12.6%	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	6.1%
70～79	悪性新生物＜腫瘍＞	41.7%	心疾患（高血圧性を除く）	12.6%	脳血管疾患	7.0%
80～89	悪性新生物＜腫瘍＞	27.3%	心疾患（高血圧性を除く）	16.6%	その他の呼吸器系の疾患	7.8%
90～99	心疾患（高血圧性を除く）	20.0%	老衰	19.7%	悪性新生物＜腫瘍＞	13.4%
100～	老衰	44.9%	心疾患（高血圧性を除く）	12.9%	悪性新生物＜腫瘍＞	8.2%

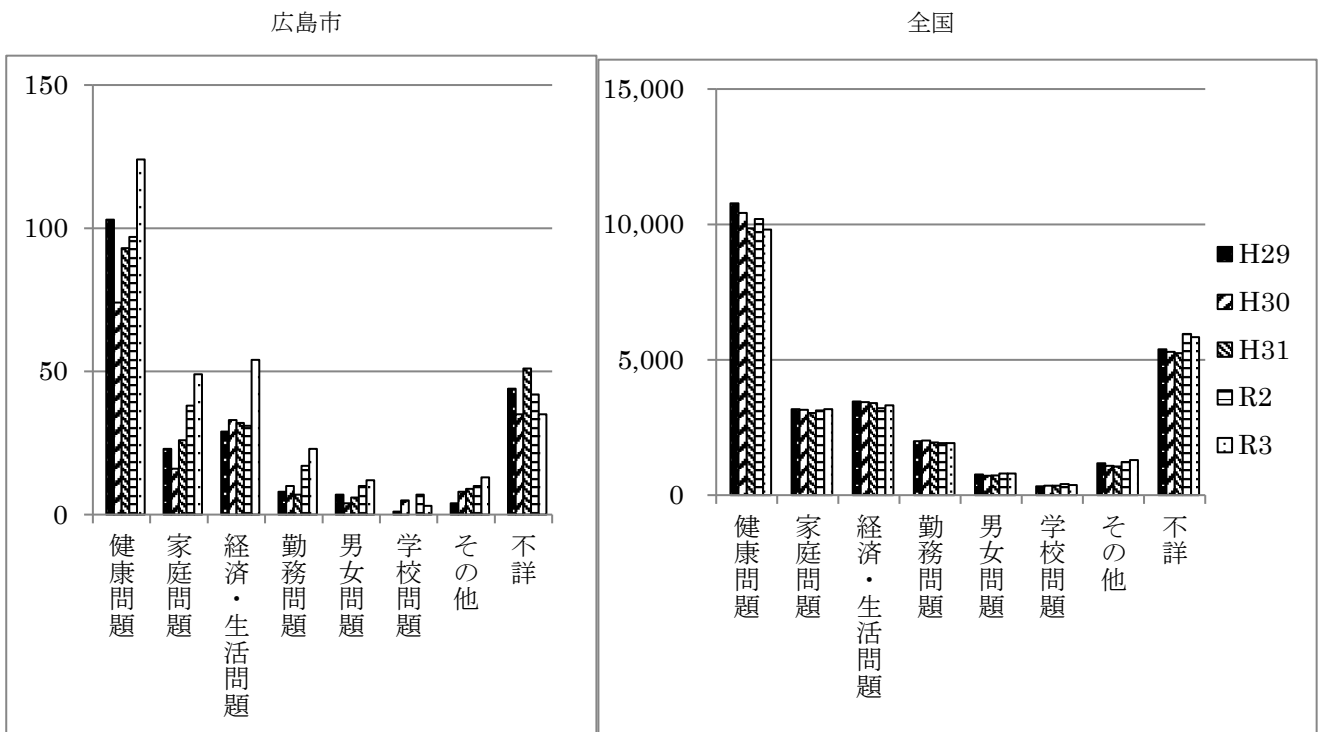
2 自殺統計（警察庁）

(1) 職業別（単位：人）



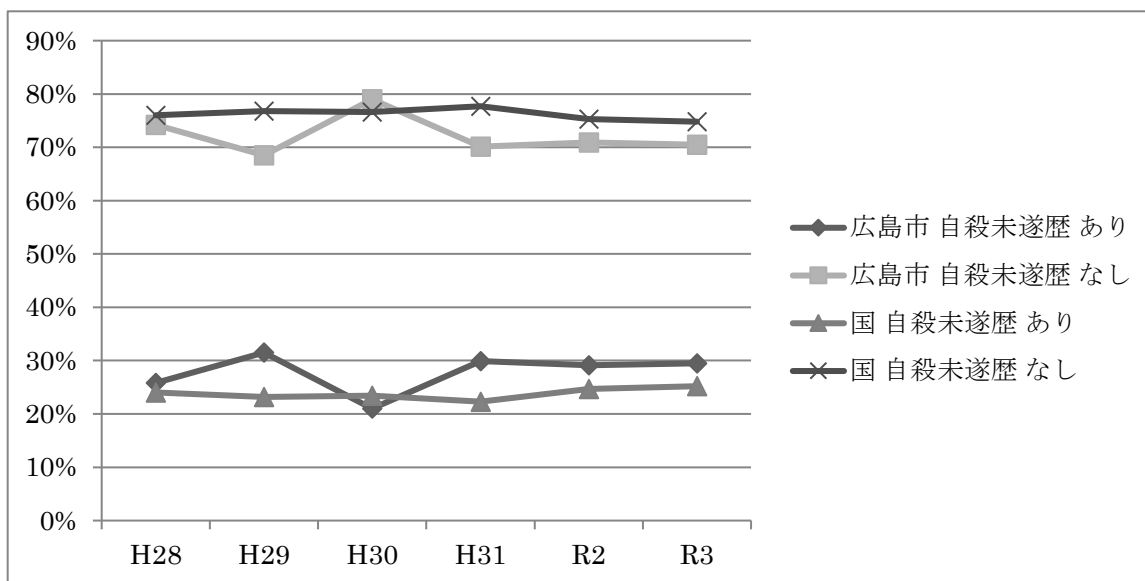
出典：自殺統計（警察庁）から作成。以下、「資料2」の2において同じ。

(2) 原因・動機別（単位：件）



※ 自殺(自死)の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
 ※ 遺書等の自殺(自死)を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別件数の和と自殺者数の総数とは一致しない。

(3) 自殺未遂歴の有無



令和 4 年の月別自殺者数（速報値）について

1 人口動態統計（厚生労働省）

厚生労働省の人口動態統計において1月から10月までの累計の広島市の自殺者数（令和3年は確定値、令和4年は速報値）を比較すると、令和4年は、令和3年より24人減少している。

なお、年代別でみると、10代は3人増加、20代は3人減少、30代は9人減少、40代は3人減少、50代は3人減少、60代は1人減少、70代は8人減少、80代以上は同数である。（単位：人）

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年 (A)	月毎	17	18	20	15	20	12	16	11	17	15	16	15
	累計	17	35	55	70	90	102	118	129	146	161	177	192
令和4年 (B)	月毎	15	13	10	13	16	19	11	13	14	13		
	累計	15	28	38	51	67	86	97	110	124	137		
増減数 (B)－(A)	月毎	▲2	▲5	▲10	▲2	▲4	7	▲5	2	▲3	▲2		
	累計	▲2	▲7	▲17	▲19	▲23	▲16	▲21	▲19	▲22	▲24		

※ 速報値は、厚生労働省が毎月公表している人口動態統計月報(概数)「死亡数、性・死因简单分類・都道府県(21大都市再掲)別」より

※ 速報値は、毎年9月に公表される人口動態統計月報(確定数)とは一致しない場合がある。

2 自殺統計（警察庁）

警察庁の自殺統計において1月から12月までの累計の広島市の自殺者数（暫定値）を比較すると、令和4年は、令和3年より19人減少している。

なお、年代別でみると、10代は3人増加、20代は同数、30代は13人減少、40代は15人減少、50代は3人増加、60代は4人増加、70代は8人減少、80代以上は7人増加しており、男女別でみると、男性が21人減少、女性が2人増加している。（単位：人）

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年 (A)	月毎	17	25	19	16	17	14	16	10	15	12	20	19
	累計	17	42	61	77	94	108	124	134	149	161	181	200
令和4年 (B)	月毎	17	13	9	17	21	17	13	15	16	15	12	16
	累計	17	30	39	56	77	94	107	122	138	153	165	181
増減数 (B)－(A)	月毎	0	▲12	▲10	1	4	3	▲3	5	1	3	▲8	▲3
	累計	0	▲12	▲22	▲21	▲17	▲14	▲17	▲12	▲11	▲8	▲16	▲19

※ 警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省自殺対策推進室が毎月集計を行っている。

※ 毎年3月に公表される確定数とは一致しない場合がある。

議題2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について ア 広島市における取組

資料3

令和4年度うつ病・自殺(自死)対策事業の取組

〔精神保健福祉課・精神保健福祉センター〕

広島市自殺(自死)対策推進センターの取組状況

自殺(自死)防止相談電話〔精神保健福祉センター〕

自殺(自死)に関連した電話相談に応じ、適切な助言を行うとともに情報提供を行っている。

開設日時：月曜日～金曜日の9：00～16：00（祝・休日、年末年始、8月6日は休み）

相談件数（4月～12月）：750件

【内訳】

相談件数		性別		年齢					対応（重複計上）					
新規	再相談	男	女	10～20代	30～40代	50～60代	70歳以上	不明	傾聴	助言	情報提供	連絡通報	問合せ	来所
92	658	87	663	22	201	498	4	25	433	156	48	2	0	0

広報啓発の取組状況

1 心といのちを守るシンポジウムひろしま 2022〔精神保健福祉課〕

(1) 日時 令和4年9月3日（土）13：00～16：30

(2) 場所 広島市総合福祉センター

(3) 内容

ア 講演〔13：10～14：30〕

時間	テーマ	講師
13：10～14：30	高齢者の自殺予防を考える	医療法人啓仁会ロイヤルこころの里病院 診療部長 高橋 祥友 氏

イ シンポジウム・質疑応答〔14：40～16：20〕

シンポジスト：小田 怜子 氏（府中市 保健師）

延安 華世 氏（廿日市市 保健師）

コーディネーター：永川 邦久 氏（広島いのちの電話理事）

(4) 参加者数 79人

2 リーフレット作成〔精神保健福祉課〕

(1) 時期 令和5年3月

(2) 内容

各種相談窓口を掲載したリーフレットについて、相談機関の窓口等での配布に用いる「一般用」と、精神神経科診療所からうつ病等の診療目的の受診者への配布に用いる「医療機関用」の2種類を作成。

3 新聞広告〔精神保健福祉課〕

(1) 時期 令和5年3月1日（水）

(2) 内容

日頃関心のない市民も含めた幅広い層に、うつ病への対応や自殺(自死)予防についての理解を促進するため、うつ病・自殺(自死)対策に関する広告を、広島市内に配布される中国新聞朝刊に掲載。

4 広報紙への掲載〔精神保健福祉課〕

- (1) 時期 令和5年3月1日(水)
- (2) 内容

日頃関心のない市民も含めた幅広い層に、うつ病への対応や自殺(自死)予防についての理解を促進するため、うつ病・自殺(自死)対策に関する情報を、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載。

5 うつ病・自殺(自死)に関するパネル展示〔精神保健福祉センター〕

うつ病の症状や治療、自殺(自死)のサインへの周囲の気づきや対応等についてのパネルを、自殺対策強化月間等に区役所や保健センターのロビー等で展示。

相談支援体制の充実に向けた取組状況

1 民生委員・児童委員等研修〔精神保健福祉課〕

自殺(自死)の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うことができる人材を養成・確保するため、民生委員・児童委員等を対象とした研修を全区で実施。

2 うつ病・自殺(自死)対策相談機関職員人材育成〔精神保健福祉センター〕

相談機関の職員を対象に、自殺(自死)のハイリスク者を早期に発見し、適切な対応ができる人材を育成するための研修を実施。

- (1) ゲートキーパープレ講習

市民と触れ合う機会の多い職業に従事している者や企業等を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を学習するための講習を実施。

日時	講師	場所	参加者数
令和4年8月12日(金) 13:30~15:30	西条診療クリニック 院長 岩本 泰行氏	精神保健福祉センター (Zoom ウェビナー)	15人
令和5年2月16日(木) 14:00~16:00	ふたば病院 院長 高見 浩氏	精神保健福祉センター (Zoom ウェビナー)	16人

- (2) ゲートキーパー研修(基礎編)

保健センターや福祉事務所などの行政機関のほか、教育、債務、就労、医療、介護等の機関の職員を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施。

日時	講師	場所	参加者数
令和4年7月4日(月) 13:30~15:30	中央大学人文科学研究所 客員研究員 高橋 聡美氏	精神保健福祉センター (Zoom ウェビナー)	77人

- (3) ゲートキーパー研修(実践編)

ゲートキーパー研修(基礎編)受講者を対象に、自殺(自死)予防のゲートキーパーとして、自殺(自死)の危険性の高い人を早期に発見し、適切に対応できる人材を養成・確保することを目的として、ロールプレイ等実践的な内容を中心とした研修を実施。

日時	講師	場所	参加者数
令和4年10月7日(金) 10:00~16:00	広島修道大学健康科学部 教授 内野 悌司氏 他	精神保健福祉センター 3階 大会議室	16人

(4) ゲートキーパー研修（レベルアップ編）

ゲートキーパー研修（実践編）受講者を対象に、自殺（自死）に関連した相談技術や対応能力の向上を図るため、死にたい気持ちの対応にまで踏み込んだ研修を実施。

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和4年12月2日（金） 10:00～16:00	東京自殺防止センター 理事 村 明子氏 他	精神保健福祉センター 3階 大会議室	21人

(5) 医療機関スタッフ研修

身体症状で内科等を受診した方に対して、医療機関のスタッフ（看護師等）が身体疾患に隠されたうつ病に気づき、適切な対応ができるよう研修を実施。

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和4年9月20日（火） 13:30～16:30	九州大学病院精神科神経科 講師 加藤 隆弘氏	精神保健福祉センター (Zoom ミーティング)	21人

(6) 産業スタッフ研修

人事・労務管理者、産業保健スタッフ等が自殺やうつ病等に関する基本的な知識を習得し、働く世代の心身に関する相談場面から、隠されたうつ病や自殺のリスク等に気づき、適切な対応ができるよう研修を実施。

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和5年2月8日（木） 14:00～17:00	九州大学病院精神科神経科 講師 加藤 隆弘氏	精神保健福祉センター (Zoom ミーティング)	32人

3 うつ病・自殺（自死）対策相談機関実務者連絡会議（事例検討・情報交換）〔精神保健福祉センター〕

自殺者が抱える、健康問題や経済・社会問題、家庭問題、勤務問題等、社会的な要因が複雑に絡む中で、相談機関が連携し対応する必要性が高まっていることから、相談機関間のネットワークを強化することを目的とした研修を実施。

日 時	講 師	内 容	参加者数
令和4年6月20日（月） 14:00～16:00	精神保健福祉課職員 南山大学法学部法律学科 准教授 森山 花鈴氏	説明「うつ病・自殺（自死） 対策推進計画（第3次）につ いて」 講演「自殺対策と連携協同～ 切れ目ない支援を目指して ～」	38人
令和4年8月25日（木） 14:00～16:00	自殺未遂者支援コーディネーター 広島弁護士会 弁護士	活動発表「関係機関を知ろう」 グループワーク	32人
令和4年11月7日（月） 14:00～17:00	ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉氏	事例検討 グループワーク	22人
令和5年2月27日（月） 14:00～16:00	南山大学社会倫理研究所 研究員 辻本 耐氏	グループワーク「連携を深め るために私たちができること ～切れ目ない支援を目指して ～」 まとめ「次年度に向けて」	22人

場所：広島市精神保健福祉センター 3階 大会議室

4 社会福祉法人広島いのちの電話相談事業補助〔精神保健福祉課〕

広島いのちの電話が行っている電話相談員への研修事業等について補助を実施。

5 インターネットを活用した相談支援事業〔精神保健福祉課〕

- (1) 時期 令和4年7月～令和5年3月末（令和4年度はモデル実施）
- (2) 内容

いち早く自殺のサインを捉え相談機関へつなげるため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索する主に10代から30代を中心とした若年者に対し、相談を促す広告を表示する検索連動広告を活用し、自殺方法などの情報取得から遠ざけるとともに、ワンクリックでメール相談等に誘導して現実の相談につなぎ、自殺を未然に防ぐことを目的として実施。

かかりつけの医師と精神科医の連携強化に向けた取組状況

かかりつけの医師と精神科医の連携強化〔精神保健福祉課〕

うつ病を始めとする精神障害の早期発見と早期治療の促進、専門的治療に関する啓発や情報提供などを行うため、平成23年度に「かかりつけの医師と精神科医の連携の手引き」を作成し市域の医療機関に配布した。この「手引き」に基づく医療連携を強化するとともに、医療現場におけるうつ病・自殺対策に関する取組についての事例検討や意見交換を行い、「手引き」の一層の活用を図るため、かかりつけ医と精神科医の合同研修会を実施（広島市連合地区地域保健対策協議会へ委託）。

なお新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、令和4年度はオンライン（ZOOM）開催とした。

令和4年度実施状況

開催区	月日	場所	参加者数
安佐地区	令和5年1月26日（木）	オンライン（ZOOM） 開催	11人
安芸地区	令和5年2月2日（木）		17人

自殺未遂者対策の取組状況

自殺未遂者支援コーディネーター事業〔精神保健福祉課〕

広島市民病院及び安佐市民病院に自殺未遂者支援コーディネーター（臨床心理士等）を配置し、各病院に救急搬送された自殺未遂者に対する支援を実施。

令和4年度実施状況（令和4年4月1日～令和4年12月31日）

区分	件数	
	広島市民病院	安佐市民病院
① 自傷行為による患者数（外来患者を含む。）	55件	42件
② ①のうち、精神科に紹介された件数	28件	39件
③ ②のうち、コーディネーターが介入した件数	21件	36件
④ ③のうち、コーディネーターによる継続支援に同意した件数	19件	3件

自死遺族等支援の取組状況

自死遺族等の心の痛みを和らげるための支援を行う。

1 自死遺族等支援のための講演会・研修会〔精神保健福祉センター〕

自死遺族等を対象とした講演会や、自死に関する相談業務に携わる機会のある職員を対象に、自死遺族等への支援方法に関して知識や技術を習得する研修会を実施。

日時	講師	場所	参加者数
令和4年12月8日(木) 13:00～17:00 【当事者対象】	いのち支える自殺対策推進センター 地域支援室長 菅沼 舞氏	精神保健福祉センター 3階 大会議室	10人
令和4年12月9日(金) 9:30～11:30 【支援者対象】	いのち支える自殺対策推進センター 地域支援室長 菅沼 舞氏	精神保健福祉センター 3階 大会議室	12人

2 自死遺児支援のための研修会〔精神保健福祉センター〕

自死遺児を支援するために、相談機関及び教育機関の職員や市民を対象として、自死遺児に対する理解を深めるための研修会を実施。

日時	講師	場所	参加者数
令和4年6月29日(水) 13:30～16:00	自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和弘氏	精神保健福祉センター 3階 大会議室	19人

3 自死遺族等のわかち合いの会の運営支援〔精神保健福祉センター〕

自死遺族等を対象としたわかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を開催し、自死遺族等の自主性を尊重しながらわかち合いの会を継続的に運営。わかち合いのポスターを作成し、区役所や医療機関等で掲示を依頼して周知を図るとともに、リーフレットを作成し、民生委員児童委員等に配付。

議題 2 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について

イ 各団体等におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組

団体名	取組状況等
広島大学病院	添付資料 1 のとおり
広島市 精神保健福祉 家族会連合会	<p>広島市精神保健福祉家族会連合会（以下「市家連」）及び、加盟する各区の家族会（以下「単会」）としては、特に、うつ病・自殺（自死）対策に特化した取り組みは行っていないが、広島市及び各区保健センターと連携して、精神障害者及びその家族を孤立させないためにほかでは話せないことが話せる場をつくる活動や、学習会・講演会等の開催、困りごとの相談などに継続的に取り組んでおり、これらの活動は、うつ病・自殺（自死）対策につながるものと考えている。</p> <p>令和 4 年度は、市家連では、毎年、広島市に後援いただいている「家族のための家族学習会」について例年通り開催するとともに、市家連による相談支援事業（相談会）について開始に向けた準備を進めている。</p> <p>また、全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）の全国大会が広島市で開催されたことにともない「家族による家族学習会の取り組み」についての発表などに参画した。</p> <p>なお、各単会の活動については、単発的にある程度の規模の公開講座等を開催することができた会はあるものの、新型コロナの影響等により活動は総じて低調に推移している。</p> <p>引き続き、可能な限り互いに声を掛け合い、一人一人によりそうピアサポート活動に取り組んでいきたい。</p>
広島県 臨床心理士会	<p>(1) 「暮らしとこころの相談会・何でも電話相談」（広島弁護士会との共催） 2022 年 9 月 6 日 2023 年 3 月 22 日（予定）</p> <p>(2) KHJ 全国ひきこもり家族会連合会所属「広島もみじの会」支援事業 毎月第 2 日曜に開催される月例会への参加および個別相談を実施。</p>
広島産業保健総合 支援センター	<p>●産業保健関係者に対する専門的研修の実施</p> <p>企業の人事労務担当者や産業保健スタッフを対象に、メンタル不調者への各種支援に関する研修や、ストレスチェック制度及び集団分析方法など、各種メンタルヘルス対策のための研修会を開催し、職場におけるうつ予防対策や早期発見できる体制づくりや、職場環境改善への取り組み、労働者のセルフケアの向上など、企業の職場環境づくりのための支援を実施した。</p> <p>また、ゲートキーパーの養成研修を、企業の人事労務担当者や産業保健スタッフを対象に行い、職場におけるうつ病予防対策と早期発見・早期介入支援方法について実践的な事例を提示のうえ開催した。</p> <p>さらに、パワーハラによるメンタル不調を起こさないように、パワーハラスメント防止のための研修会や、職場で仕事のしづらさを抱える従業員の問題の背景には、発達障害が関連するケースが少なくなく、発達障害の特性や関連する併存障害についての正しい理解、対応のアイデアや留意点を理解することを目的とした発達障害が疑われる従業員</p>

団体名	取組状況等
	<p>への支援セミナー、また、メンタル不調者の疾患理解と支援方法を理解するための、就労支援から両立支援を考えるシリーズセミナーを開催した。</p> <p>研修における企業への講師派遣に併せて、当該企業の現状や課題また問題点等を確認のうえ、必要に応じた支援、指導を実施した。</p> <p>●産業保健関係者からの専門的相談の実施 産業医の資格をもつ精神科医やカウンセラー等、メンタルヘルスにおける専門の産業保健相談員による相談対応を、面談や電話、メール等あらゆる手法により実施した。</p> <p>●小規模事業場（従業員 50 人未満事業場）への支援 小規模事業場が関連する各種団体等へ専門スタッフや講師を派遣し、ストレスチェック制度の導入支援や、メンタルヘルス対策の指標となる「心の健康づくり計画」の策定を実施するよう勧奨し、特定 3 項目（1 衛生委員会等における調査審議，2 メンタルヘルス対策推進担当者の選任，3 教育・研修）の実施に向けて広く周知した。</p> <p>●長時間労働の防止対策 長時間労働による、脳血管疾患及び虚血性心疾患等を起こすことが無いよう、健康障害防止のための、時間外・休日労働の削減，年次有給休暇の取得促進等を促すとともに、過労によるメンタル不調を起こすことがないように、人事労務担当者や産業保健スタッフに対して研修を実施した。 小規模事業場への支援を行う広島地域産業保健センターにおいて、長時間労働（80 時間超）の労働者に対する面接指導を実施した。 また、広島地域産業保健センターの他、当センターにおいても、長時間労働者、高ストレス者等、メンタル不調者やその恐れのある労働者に対して面接相談を実施し、健康二次被害防止に努めた。</p> <p>●広報啓発の実施 メンタルヘルス対策の指標となる「心の健康づくり計画」の策定を啓発し、特定 3 項目（1 衛生委員会等における調査審議，2 メンタルヘルス対策推進担当者の選任，3 教育・研修）の実施に向けて広く周知した。 また、当センターホームページ，メールマガジン等を利用し、各事業場にメンタルヘルス対策を始めとした産業保健最新情報の提供を行い、職場におけるうつ予防対策，メンタル不調の早期発見，休職，復職支援に関する広報啓発を実施した。</p> <p>●次年度の予定 自殺を予防するためには、心身の健康，経済生活，人間関係など，自殺の多様かつ複合的な要因の背景にある制度，慣行そのものの見直しを進めるとともに，問題を抱えた人に対する相談・支援の充実や，自殺や精神疾患に対する偏見をなくしていくなどにより，社会全体の問題として総合的に取組んでいく必要があります。引き続き，こころの健康についての普及啓発を行う。</p>

団体名	取組状況等
<p>広島弁護士会</p>	<p>①法律相談の実施。(添付資料2参照)</p> <p>②自殺(自死)ハイリスク者を支援するためのケア会議等への弁護士を派遣 ※広島県・広島市からの委託事業 【令和4年度派遣実績】 10件(うち広島市内のケース7件)</p> <p>③いじめ予防授業の実施 ※学校に弁護士が赴き、いじめ予防の授業を実施 【令和4年度派遣実績】(いずれも広島市内の学校にて実施) 小学生対象 15件 中学生対象 9件 高校生対象 3件 教師対象 1件</p> <p>④暮らしとところの総合相談会の開催 ※弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の多種専門職によるなんでも無料相談。 ※今年度は電話相談のみ実施。 ※今年度の実施日ないし実施予定日 弁護士会主催分：令和4年9月6日(火)、令和5年3月22日(水) NPO主催分(弁護士会も協力)：令和4年6月7日(火)、12月6日(火)</p> <p>添付資料2：広島弁護士会が実施する法律相談をまとめた表 添付資料3：自殺(自死)ハイリスク者支援ケア会議等への弁護士派遣制度についてのチラシ</p>
<p>広島県看護協会</p>	<p>取組1 保健医療福祉施設等におけるうつ病・自殺(自死)予防対策のゲートキーパーとしての看護職の資質向上を図る研修会の企画・開催</p> <p>(1)本会主催による研修会 (なし)</p> <p>(2)他団体との共催による研修会等の企画・開催 【令和4年度うつ病・自殺対策 医療機関スタッフ研修】 テーマ：「医療現場におけるうつ病の早期介入と自殺予防」～メンタルヘルス・ファーストエイドの理解と活用～ 対象：医療機関等に従事する看護師等のコメディカルスタッフ 主催：広島市精神保健福祉センター 共催：公益社団法人広島県看護協会 開催日時：令和4年9月20日(火)13:30～16:30 受講者数：22名</p>

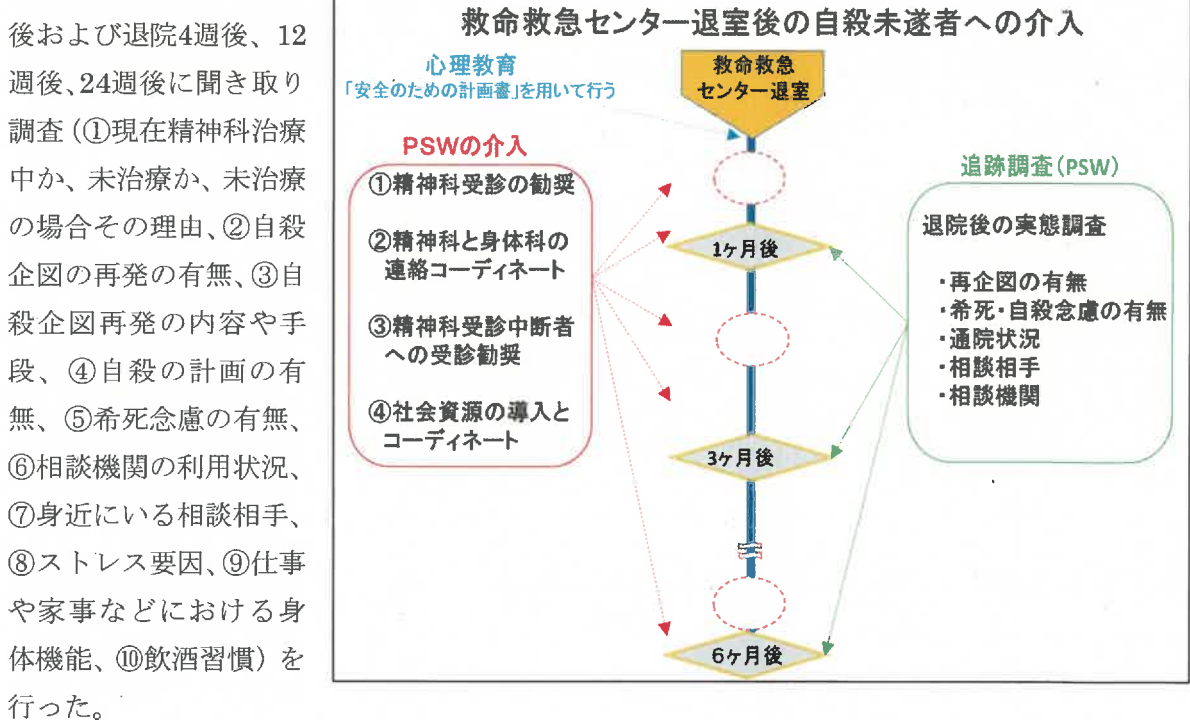
団体名	取組状況等
	<p>取組2 看護職員のメンタルヘルス対策の推進のための研修会</p> <p>(1) テーマ：「Z世代と共に成長する職場づくり」</p> <p>目的：世代間における共通の価値観や特徴を知り、より良い職場環境づくりに役立てる。</p> <p>対象：看護職</p> <p>開催日時：令和4年9月10日（土）13：00～16：00</p> <p>受講者数：17名</p> <p>(2) テーマ：「つなごう、看護の手 ～生きづらさを抱える方への支援～」</p> <p>目的：大人の発達障害を背景とした8050問題や、妊娠・子育てをめぐる問題へのアプローチを理解する。</p> <p>対象：看護職</p> <p>開催日時：令和5年1月29日（日）13：00～16：00</p> <p>受講者数：22名</p> <p>取組3 看護職員等のメンタルヘルス相談</p> <p>目的：新型コロナウイルス感染症対応において、医療機関等で就業する看護職は過酷な労働環境におかれ、疲弊している者も少なくない。看護職の様々な不安を解消するため、相談窓口を設置する。</p> <p>対象：看護職</p> <p>開催日時：広島地域 毎月29回 東部地域 毎月12回</p> <p>取組4 子どもへのいのちの教育 「看護の出前授業」</p> <p>目的：看護の現場で働く看護職が学校に出向き、いのちの大切さ、こころとからだについて体験や講演を実施</p> <p>対象：小・中・高校生等</p> <p>実施状況（2022.4～2023.2）：小学校(1校)、中学校(10校)、高等学校（1校）</p> <p>受講者数：1,621名</p> <p>取組5 うつ病・自殺予防対策等の普及啓発の推進</p> <p>他団体のうつ病・自殺予防対策推進事業等への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等開催への後援、参加協力 ・ポスター、チラシ、開催案内等の掲示および情報提供

団体名	取組状況等
<p>広島市民生委員 児童委員協議会</p>	<p>民生委員児童委員のうつ病・自殺(自死)対策に関わる取り組みは、間接的なことになっていますが、各区・地区の民生委員児童委員協議会において次のような取り組みを行っています。</p> <p>①広島市精神保健福祉センターで実施の事業について関係者（箇所）への周知 ②その他専門機関等の情報収集と周知 ③広島いのちの電話の資金ボランティア（維持会員）としての支援</p> <p>など、民生委員・児童委員の活動の一環として取り組んでいます。</p>
<p>広島労働局</p>	<p>1. 長時間労働の抑制に向けた指導の徹底</p> <p>いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する指導を実施している。</p> <p>また、労働局や働き方改革推進支援センターにおいて、事業者や労働者等からの法制度、働き方等の相談、支援対応を実施している。</p> <p>2. 職場におけるメンタルヘルス対策推進</p> <p>長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害防止のため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が適切に行われるよう事業場へ指導を実施している。</p> <p>中小企業・小規模事業場では、安全衛生管理体制が必ずしも十分ではないため、広島産業保健総合支援センターが行う訪問支援、事業者団体等を通じて行われる助成金（R4年度実施）の利用勧奨を行っている。</p> <p>3. ハラスメント防止対策</p> <p>令和4年4月1日から中小企業を含む全企業にパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を行うほか、労働者からの相談に迅速に対応し、労働紛争解決援助制度等により、早期解決を図っている。</p>
<p>広島市社会 福祉協議会</p>	<p>1 【うつ病・自殺対策】を内容とした広島市主催の各種「研修会・連絡会議」へ職員が参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員研修 ・ゲートキーパー研修 ・相談機関実務者連絡会議 ・その他

団体名	取組状況等
	<p>2 社会的孤立・生活困窮を防ぐ活動を行うことが、【うつ病・自殺対策】にもつながるものと考えており、下記の事業に取り組んでいる。</p> <p>(1) 広島市くらしサポートセンターの受託運営 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」と「家計改善支援事業」を広島市から受託し、さまざまな事情により経済的困窮や人・社会との関係性の困窮にある方々の相談に応じ、生活再建や孤立化を防ぐ支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部・・・広島市社会福祉協議会内に設置 ・区センター・・・8区事務局内に8区くらしサポートセンターを設置 ・相談実績の概要は以下のとおり（令和4年4月～12月） 新規相談件数：2,677件（令和3年度年間累計5,287件） 相談の主訴：収入・生活費 32.0% 住まい 18.2% 家賃・ローン等の支払い 11.3% 仕事探し・就職 6.1% 家族・人間関係 4.3% 債務 3.0% 税金や公共料金等の支払い 2.6% 病気・健康・障害 1.7% ひきこもり・不登校 0.9% DV・虐待 0.9% 食料なし 0.9% 仕事上の不安・トラブル 0.4% その他 17.7% <p>(2) 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会の開催 このような支援を行っている団体同士がそれぞれの活動を理解し協力しあうこと、新たな社会資源づくりを検討することを目的として開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 奇数月の第3火曜日、18時～20時 ・開催場所 広島市総合福祉センター ・参加団体 約30団体(自死遺族の支援を行っている団体も参加あり。) ・内容 活動紹介、事例検討、意見交換等 <p>3 各区社会福祉協議会における相談業務による対応 各区社会福祉協議会では、「心配ごと相談事業」を実施している。市民からの幅広い相談を受けており、【うつ病・自殺対策】に係る相談も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間相談件数 15,136件（令和3年度） <p>4 自殺防止等を活動内容としている団体への支援 ボランティア情報センター利用者連絡会に自殺防止等を活動内容としている団体として「社会福祉法人広島いのちの電話」「NPO 法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション」「NPO 法人小さな一歩・ネットワークひろしま」が登録している。 団体の活動を広く市民に知ってもらうため、各福祉センター内への置きチラシや、広報紙やホームページでの活動紹介を行っている。</p>
広島商工会議所	<p>ストレスチェックの実施や上司・産業医への相談・面談の機会を確保し、メンタル的な不調に陥るのを未然に防止するなど、職場環境の改善に向けた継続的な取り組みを行っている。</p>

広島大学病院では、平成27年より広島県の自殺対策事業の一環として県から委託を受け、自殺未遂者への継続支援および追跡研究を行っている。

自殺企図あるいは自傷行為のために広島大学病院の救命救急センターに入院した患者で精神科に診察依頼のあった者のうち、書面にて同意の得られた者に対し、精神科医および精神保健福祉士が心理・社会的問題の把握、解決の援助を行った。例えば、これまで自殺未遂者が利用してきた相談機関を参考に、新たな行政や医療機関の利用を促したり、対象者の同意が得られれば、保健所に連絡を行い、保健師による自宅訪問を行うように計らうなど、積極的なかかわりを行うなどである。退院後も精神保健福祉士による継続的な退院後の定期面接とケースマネジメント介入を状況に応じて6ヶ月間行っている。また、介入による効果の判定のために、入院直後および退院4週後、12週後、24週後に聞き取り調査



平成27年7月～令和3年3月末までに、134名の自殺未遂者のフォローアップを行った。退院後追跡調査（介入支援なし、H23～25年度実施）の結果と比較し、「介入支援あり」群では退院後6ヶ月内の「希死念慮」「自殺再企図」が有意に低く、「相談機関の利用」が有意に高かった。

令和3年度においては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、34名の方が自殺未遂で当院に搬送され、うち94名が精神科に紹介され、うち11名が本事業に同意された。退院後のフォローアップ率や上述の調査項目については現在追跡中であるが、本年度の支援対象者の自殺再企図は認めていない。

自殺未遂者への介入以外の取り組みとして、令和4年度に広島県西部東保健所、東部厚生環境事務所・保健所、西部厚生環境事務所・保健所で地域の保健・医療従事者を対象に「自殺未遂者支援研修会」を行った。

添付資料2

相談機関名	相談内容	相談日時	相談方法					連絡先等	所在地等
			面談	電話	FAX	メール	SNS		
広島弁護士会	【紙屋町法律相談センター】 金銭の貸借、土地・建物などの売買 又は賃貸借、交通事故・離婚などに 伴う損害賠償、そのほか法律に関す るすべての問題について相談に応じ る。	毎日午前10時10分～午後4時25 分 (年末年始、GW、お盆を除く)	○					要電話予約（1週間前より 受付） TEL 082-225-1600 (受付時間 午前9時30分 ～午後4時)	〒730-0011 広島市中区基町6-27 (そごうデパート新館6 階) HP: https://www.hiroben.or.jp
	【こどもでんわそうだん】 こどもからの学校のこと、家庭のこ と、非行・犯罪のことそのほかあら ゆる相談に応じる。	月～金曜日の午後4時～午後7時 (祝日、年末年始、GW、お盆を 除く)		○				TEL 090-5262-0874	HP: https://www.hiroben.or.jp
	【高齢者・障がい者無料法律電話 相談】 高齢者・障がい者の権利擁護に関す るすべての相談に応じる（本人のほ か、親族、支援者による代理相談に も応じる）。	毎週水曜日の午後3時～午後7時 (年末年始、お盆、祝日を除 く)		○				TEL 082-228-5040	HP: https://www.hiroben.or.jp
	【労働問題無料法律相談】 労働問題に関するあらゆる相談に応 じる。	毎週水曜日の午後3時～午後7時 (年末年始、お盆、祝日その他 お休みする場合がある)		○				TEL 080-2936-9497	HP: https://www.hiroben.or.jp
	【犯罪被害者電話相談】 犯罪被害者やその家族の方からの相 談に応じる。	月～金曜日の午後3時～午後6時 (年末年始、お盆、休日等を除 く)		○				TEL 080-4268-1141	HP: https://www.hiroben.or.jp
	【生活保護電話相談】 生活保護に関連するあらゆる相談に 応じる。	(申込受付時間) 月～金曜日の午前10時～午前12 時、午後1時～午後5時（祝日等 を除く)		○				TEL 082-221-8640 (申込受付電話番号)	HP: https://www.hiroben.or.jp
	【特殊詐欺電話無料相談】 オレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害 にあわれた本人、家族などからの相 談に応じる。	月～金曜日の午後0時～午後3時 (年末年始、祝日等を除く)		○				TEL 082-225-7970	HP: https://www.hiroben.or.jp
	【中小企業のためのひまわりほっ とダイヤル】 中小企業の経営上の様々な問題につ いて相談に応じる。	(申込受付時間) 月～金曜日の午前9時30分～午 後4時（祝日等を除く)	○	○				TEL 0570-001-240 (申込受付電話番号)	HP: https://www.hiroben.or.jp

* 紙屋町法律相談センターでの相談は、相談料がかかりますが、相談内容や相談者の収入によっては無料となる場合があります。

* 中小企業のためのひまわりほっとダイヤルは、初回30分の相談は無料です。

* 電話相談は無料です。

広島県と広島市が自殺(自死)ハイリスク者を 支援するため弁護士を派遣します！！

「死んでしまいたい」「死ぬしかない」との思いにとらわれた人に関わる保健・医療・福祉関係者からの依頼に対し、本人が抱えている様々な問題について、支援する場（ケア会議等）へ弁護士を「無料」で派遣し、法的なアドバイスを提供します。

- 事業主体 広島県及び広島市（広島弁護士会に委託して実施）
- 派遣対象者 保健・医療・福祉関係者に自己情報を提供し、支援を受けることに同意した県内に居住している方。
- 派遣条件 対象者の収入や資力の要件はありません。

申込者は、支援者（医療機関、保健所、社会福祉協議会など）

最初に「弁護士派遣の依頼」であることをお伝え下さい。

支援対象者が広島市以外
に在住の場合の窓口

082-513-3069

広島県疾病対策課

支援対象者が広島市
に在住の場合の窓口

082-504-2228

広島市自殺(自死)対策推進センター
(広島市精神保健福祉課)

派遣先の場所は、問いません。

(例：市町役場、保健所（保健センター）、医療機関、支援対象者の自宅など)

出張費用や交通費は不要です。

支援関係者からの相談・依頼に基づき、弁護士を派遣します。

本人が抱えている様々な問題事例
(借金、労働、家庭、学校問題など)

—広島県・広島市—



「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)」における評価指標の進捗状況等について

番号	評価指標名	評価指標の内容		進捗状況		評価指標に係る主な事業・取組(令和4年度)			目標達成見込	
		計画策定時(令和2年度)	目標(令和8年度)	令和3年度実績	令和4年度実績(見込)	名称	実施状況	実施効果・課題等	見込	令和5年度以降の実施方針
1	スクールカウンセラーを活用したSOSの出し方に関する教育の公立・小・中学校の実施状況	5校(小学校3校、中学校2校)	公立小・中学校全校実施(小学校141校、中学校65校)	小学校は44校、中学校は35校で授業を実施した。	小学校は106校、中学校は47校を実施した。	SOSの出し方に関する教育の充実	a. 文部科学省は、平成26年7月に、「子供に伝えたい自殺予防学校における自殺予防教育導入の手引」を作成・配付している。平成27年8月4日付け文部科学省通知「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」を受け、各学校に対して自殺予防の視点での取組の点検等を行うよう通知するとともに、校長会においても指導を行った。 b. 「SOSの出し方に関する教育」の授業の実施希望が、小学校は106校、中学校は47校からあり、随時実施している。 c. 高等学校版「SOSの出し方に関する教育」の指導案を作成中である。	a. 引き続き、これまでと同様に取り組むとともに、国の動向等について情報収集等を行う。 b. 実施校において、児童生徒が深刻な悩みをうちあげ、対応することができた。また、「SOSの出し方に関する教育」の先進校での取組を全小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に向け発表することで、周知を図った。 c. 高等学校版「SOSの出し方に関する教育」の指導案検討会を重ね、指導案の方向性が決まった。	○	順調に実施校の拡大を図っており、引き続き、目標達成に向けて着実に取組を進める。
2	インターネットを活用した相談支援事業における累積相談者数	未実施	累計相談者数850人(令和4年度50人、令和5年度以降毎年度200人)	未実施	累計相談者77名 ※R5.2月末時点	【R4新規】インターネットを活用した相談支援事業の実施	インターネットを活用した相談支援事業について、令和4年度は7月～12月までのモデル事業として実施した結果、当初の目標人数を上回る相談があり、令和5年1月から3月まで期間を延長して実施することとなった。	令和4年7月から9月までの3か月間で、目標の50名を上回る58名の新規相談件数があったこと、また、継続相談につながった後のポジティブな感情変化や相談機関へのつながりに結びついた相談者も複数あり、一定の効果があると判断している。	○	令和4年度は目標達成しており、引き続き相談を必要とするハイリスク者が支援に繋がるように事業を継続していく。
3	相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修の累計受講者数	累計受講者数3,340人(平成19年度から開始)	累計受講者数5,000人(令和3・4年度250人、令和5年度以降290人)	累計受講者3,543人(新規受講者数203人)	累計受講者3,741人(新規受講者数198人)	相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)	a)ゲートキーパープレ講習の実施 2回実施し、31人の参加があった。 b)ゲートキーパー研修(基礎編、実践編、レベルアップ編)の実施 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、基礎編をWebで開催し77人の参加があった。実践編は対面で実施し16人の参加があった。レベルアップ編も対面で実施し、21人の参加があった。 研修を実効性のあるものとするために、研修後に加え、3か月後にもアンケートを実施し、研修の効果検証を行っている。 医療機関スタッフを対象としたゲートキーパー研修はWebで開催し、21人の参加があった。 産業保健スタッフを対象としたゲートキーパー研修はWebで実施し、32人の参加があった。	各ゲートキーパー研修では3か月後アンケートを実施し、9割弱から「研修参加後に意識や行動(活動)に変化があった」との回答が得られた。「相談対応の際一歩踏み込んで聞けるようになった」等、研修内容を活かされている結果となった。 実技を伴うものは、参集型の研修としているが、参集型の研修は参加者数が少ない傾向にある。新型コロナウイルス感染症の影響も背景にあると思われ、対策を十分行い、周知を図ることで不安の解消を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮し、Zoom機能を用いながらWeb開催も検討する必要がある。	△	参加状況やアンケート結果等の分析を行い、受講しやすい環境設定や積極的広報に努めることで、受講者を増やし、目標達成を目指す。
4	市民アンケート「自殺(自死)対策のために取り組むことができること」の「これまで以上の家族や友人への目配り」ができるとする回答の割合	56.5%	60.0%以上	令和7年度実施の市民アンケートで確認	【R4新規】「こころサポーター」養成研修の実施	資料6のとおり			○	心のサポーター養成事業を新たに開始し、家族や友人への目配りが出来る人材の増加に努めることにより、目標の達成を目指す。
5	市民アンケート「相談機関の認知度」の割合	以下の4機関の認知度(「知っている」の割合) ①広島いのちの電話(47.0%) ②広島市自殺(自死)防止相談電話(10.1%) ③ひろしまチャイルドライン(26.3%) ④くらしサポートセンター(21.1%)	左記の4機関の認知度の向上	令和7年度実施の市民アンケートで確認	【R4新規】Twitterを活用した相談機関の周知 広報啓発に係る取組	資料7のとおり ①「心といのちを守るシンポジウムひろしま2022」の開催 ②各種相談窓口を掲載したリーフレットの作成 ③新聞広告へのうつ病・自殺(自死)対策に関する情報の掲載 ④広報紙「ひろしま市民と市政」へのうつ病・自殺(自死)対策に関する情報の掲載 ⑤区役所や保健センターのロビー等でのうつ病・自殺(自死)に関するパネル展示(詳細は資料3(P1～P2)のとおり)			○	自殺対策主管課及び相談機関主管課が着実に周知・啓発に係る取組を実施し、認知度向上に努め、目標達成を目指す。
6	「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議」の開催回数	年間1回	年間4回	年間1回	年間4回	【R4拡充】うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり	計4回実施、114人の参加があった。(詳細は資料3(P3)のとおり)	連携を意識して参加者同士が交流できるよう、グループワークを取り入れる等内容を工夫して会議を行い、顔の見える関係ができつつある。今後は関係者間のネットワークが構築できるよう継続実施していく必要がある。	○	令和4年度は目標達成しており、引き続き関係者間のネットワークが構築できるよう継続実施していく。

「こころサポーター」養成研修の開催結果等について

1 開催概要

「心のサポーター」とは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題がある方やその家族に対してできる範囲で手助けをする方のことである。

厚生労働省は、令和3年度からNIPPON COCORO ACTIONとして、地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進め、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的とした心のサポーター養成事業を試行的に始めた。

「こころサポーター」養成研修は、その事業の一環として今年度モデル地域の一つとなった本市が厚生労働省とともに、以下の通り5回開催した。

2 開催結果

番号	開催日	受講対象者	受講者の主な所属	開催場所	受講人数
1	R4. 12. 23 (金)	本市保健師等	保健師、公認心理士	中区地域福祉センター	17人
2	R5. 1. 21 (土)	認知症カフェ「よっといで」の支援員等	支援員、地域住民、吉島地域包括支援センター職員等	認知症カフェ「よっといで」(中区住吉町)	16人
3	R5. 1. 24 (火)	中区民児協障がい者福祉部会の民生委員・児童委員	民生委員・児童委員	中区地域福祉センター	37人
4	R5. 1. 28 (土)	まちづくり四日市役場に携わる支援者等	同役場職員、高齢者支援団体、障害者支援団体、若者支援団体、行政書士、社協職員等	まちづくり四日市役場(安佐北区亀山地区)	30人
5	R5. 2. 15 (水)	西区三篠地区の民生委員・児童委員等	民生委員・児童委員、民生委員協力員	三篠公民館	32人
計					132人

3 研修参加者のアンケート結果(抜粋) ※有効回答数115人(87.1%)

(1) 選択式設問

	設問	回答		
		はい	いいえ	わからない
Q1	研修でメンタルヘルスの理解が深まったか?	97.4%	0.9%	1.8%
Q2	研修内容を日常生活や私生活に活かせると思うか?	91.1%	0.0%	8.9%

(2) 自由記述

	設問	回答(抜粋)
Q3	今後、家族や友人、親友がメンタルヘルスの問題を抱えた場合、どのように接したいか?	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかり話を聞き、気持ちに寄り添いたい。 ・専門機関の手を借りる。
Q4	研修内容について、具体的にどのようなところが活かせると思うか?	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き方、つなげ方について。 ・心と体の疲れに気づき、セルフケアを実践する。

4 事業の効果・課題等について

参加者の多くが、本研修の目的であるメンタルヘルスに関する知識や、傾聴の重要性やつなげ方への理解が深まっており、一定の効果はあったものとする。

今後もうつ病などの精神疾患を原因・動機として自殺(自死)で亡くなられた人を減らすために、本事業の具体的な展開方法や課題を整理し、家族や友人への目配りが出来るとする市民を増やしていきたい。

Twitter を活用した相談機関の周知について

1 概要

これまで、当課では自殺対策強化月間(3月)において、広報啓発の取組として、リーフレット、新聞広告及び広報紙により相談機関の周知を図っていたが、新たに Twitter を活用して相談機関を周知し、広報活動の充実を行った。

(以下の通り、広島市の公式 Twitter アカウントに本市の主な相談機関を掲載した。)

広島市 @HiroshimaCityPR · 3月1日

【大切な人の心と命を守るために】
身近な人に悩んでいる様子はありませんか。精神的に追い込まれた結果、自殺(自死)に至ることもあります。悩んでいることに気付いたら、まずは声を掛けてみてください。相談できる窓口があります。

#悩み #自殺 #自死 #不安 #相談

▶ 相談できる窓口があります *祝・休、年末年始、8月6日は除く

- 広島いのちの電話 ☎221-4343 24時間(年中無休)
- 全国自殺予防いのちの電話 ☎0120-783-556
毎日16:00～21:00、毎月10日の8:00～翌日8:00
- 県自殺予防いのちの電話 ☎0120-375-568 毎月20日の8:00～20:00
- こころの電話 ☎892-9090
(月・休・金)の9:00～12:00、13:00～16:30(祝・休、年末年始を除く)
- こころのLINE相談@広島県
県内に在住、通勤、通学の39歳以下の対象。
(月・休・金)の17:00～21:00
- 保健センター(区域支えあい課)
中 ☎504-2109 南 ☎250-4133 安佐南 ☎831-4944 安芸 ☎821-2820
東 ☎568-7735 西 ☎294-6384 安佐北 ☎819-0616 佐伯 ☎943-9733
- 精神保健福祉相談員による相談 (月～金)の8:30～12:00* ※面接相談は要予約
- 精神科医師による相談 ※要予約 中・東・西・安佐南区は第2・4(休)、南・佐伯区は第1・3(休)、安佐北・安芸区は第3(休)の13:30～15:00*
- 精神保健福祉センター ☎245-7731 (月～金)の8:30～17:00*
※面接相談は要予約 (月～金)の9:00～17:00*
- 自殺(自死)防止相談電話 ☎245-9673 (月～金)の9:00～16:00*
- 精神科救急情報センター ☎892-3600
精神科疾患の医療相談、医療機関の紹介。24時間(年中無休)
- 消費生活センター ☎225-3300
借金問題に関する相談。10:00～19:00(祝、年末年始は除く)
- 広島労働局総合労働相談コーナー ☎221-9296
職場のハラスメントや労働問題に関する相談。(月～金)の9:00～17:00(祝・休、年末年始は除く)
- ひろしまチャイルドライン ☎0120-99-7777
18歳までの子ども対象。(月～日)の16:00～21:00
- 青少年総合相談センター ☎242-2117
青少年のさまざまな問題について専門的な立場から相談に応じます。
(月～土)の9:00～17:00* ※面接相談は要予約
- いじめ110番 ☎242-2110
子どものいじめに関する相談など。24時間(年中無休)
- くらしサポートセンター (月～金)の8:30～17:15*
中 ☎545-8388 南 ☎250-5677 安佐南 ☎831-1209 安芸 ☎821-5662
東 ☎568-6887 西 ☎235-3566 安佐北 ☎815-1124 佐伯 ☎943-8797
経済的な生活上の困り事に関する相談(生活保護受給中の人は対象外)

1 4 3,411

2 実績(令和5年3月7日16時40分現在)

リツイート：1件、いいね：4件、表示：3,411件

3 効果・課題等

#(ハッシュタグ)を有効活用し、支援を必要としている人が手軽に本投稿にアクセスし、適切な相談機関の利用に結びつくための情報を得ることが出来るように努めた結果、多くの人が本投稿を閲覧し、相談機関の周知に繋がった。

今後も効果的な相談機関の周知や、必要とする相談機関の利用に結びつけるための広報・啓発策を模索していく必要がある。

広島市うつ病・自殺（自死）対策推進連絡調整会議委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属・役職等
天野 純子	広島県医師会 常任理事
磯邊 省三	広島文化学園大学 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科 特任准教授
板垣 圭	広島大学病院 脳・神経・精神診療科 精神科 助教
岡本 泰昌	広島大学大学院医系科学研究科（医） 教授
長田 照義	広島市民生委員児童委員協議会 理事
勝尾 康彦	広島市精神保健福祉家族会連合会 理事
木ノ元 陽子	中国新聞社 編集局次長
高畑 紳一	広島市医師会 常任理事
鈴木 康之	広島県臨床心理士会 会長
田村 達辞	広島県精神神経科診療所協会 副会長
寺村 清美	広島産業保健総合支援センター 産業保健専門職
中原 良子	広島弁護士会 弁護士
中村 一彦	広島市社会福祉協議会 常務理事
西本 尚士	広島商工会議所 総務企画部長
狭間 英樹	広島労働局労働基準部健康安全課 課長
樋口 啓子	広島いのちの電話 理事
横道 万里子	広島県看護協会 ナースセンター長

※ 令和5年3月6日現在

※ 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課所属の委員については、令和5年3月5日付で辞任し、後任の委員の選任を手続中。

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 本市においてうつ病・自殺(自死)対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を開催する。

(連絡調整)

第2条 連絡調整会議においては、次に掲げる事項について、各委員が意見交換等を行うものとする。

- (1) うつ病・自殺(自死)対策に関する調査及び分析に関すること。
- (2) うつ病・自殺(自死)対策に関する関係・関連事業の実施状況に関すること。
- (3) うつ病・自殺(自死)対策の基本方針及び推進計画に関すること。
- (4) その他うつ病・自殺(自死)対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 連絡調整会議は、うつ病・自殺(自死)対策にかかわる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

2 前項の場合において、市長は、3年間継続して連絡調整会議に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き連絡調整会議に出席することを依頼する場合も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡調整会議に会長及び副会長各1人を置き、出席者の互選によってこれを定める。

2 会長は、連絡調整会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

(専門分野別会議)

第6条 市長は、連絡調整会議の出席を依頼している者のうちから専門分野ごとに出席者を選んで、専門分野別会議を開催することができる。

2 専門分野別会議に会長を置き、出席者の互選によってこれを定める。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課において処理する。

2 専門分野別会議の庶務は、専門分野別会議に関係の深い本市の関係課の中から、市長が指定するものにおいて処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議及び専門分野別会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の広島市うつ病・自殺対策推進協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により市長から委員に依頼されている者は、改正後の広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議開催要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項及び第2項の規定により連絡調整会議への出席を依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者に対して連絡調整会議への出席を継続して依頼する期間は、新要綱第3条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第4条第1項の規定による委員として任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。